

特記仕様書

(主任技術者及びMMR (メンテナンスマネージャー))

(主任技術者)

第1条-1

- 1 主任技術者は業務の適切な履行を確保するため、業務担当者、作業員等を指導、監督しなければならない。
- 2 主任技術者は、監督員と密に連絡を取り、業務全体の発注計画を策定し、組合各社との施工時期や人工等を調整、及び業務の状況報告、協議等を行うものとする。
- 3 主任技術者は、作業員が業務を実施している間は、発注者の担当課と連絡がとれるようにしておかなければならない。
- 4 住民要望の情報共有及び協働対応については、全ての内容を MMR へ報告しなければならない。
- 5 橋梁等の構造物に関する排水施設の日常点検※・支障物撤去等及び発注者への報告 (1回/年)
※日常点検=簡易構造物等点検業務
- 6 維持管理データベースの作成
(管理瑕疵事故・補修履歴・苦情等の場所や内容を取りまとめる)
- 7 除草業務実施責任者 (主任技術者) と MMR (総括業務責任者) は、兼務可とする。

(MMR (メンテナンスマネージャー))

第1条-2

- 1 MMR は、年度当初に総価契約の工種 (性能規定を適用する除草業務を除く) 等について、年間の施工計画書及び工程表 (時期・箇所 (路線等)・実施方法・計画出来型等) を作成し、発注者からの承認を得るものとする。
- 2 MMR は、年度当初に性能規定を適用する除草業務について、計画書 (要求水準、作業方針等) 及びセルフモニタリング実施計画書を作成し、発注者からの承認を得るものとする。
- 3 MMR は、総価契約の工種 (性能規定を適用する除草業務を除く) について、1か月毎に施工実績 (出来型) をとりまとめ、工程表に反映させる。また、毎日実施する道路パトロールの結果や天候、地域からの要望等を踏まえて、維持補修が必要な工種や場所を適宜見直し、変更工程表を作成して、毎月実施する定例会議において発注者の承認を得る。なお、必要に応じて工程のフォローアップを行う。
- 4 MMR は、性能規定を適用する除草業務について、1か月毎にセルフモニタリング実施結果報告書を作成し、監督員へ提出しなければならない。報告書の電子データは、毎月月例会議までに提出しなければならない。また、報告書を紙に出力したものについて、事前に監督員が指定する部数を月例会議当日に提出するものとする。
 - ・要求水準に基づく、受注者による結果報告書 (「セルフモニタリング実施結果報告書」に基づくもの)
 - ・その他発注者が指示する事項
- 5 MMR は、業務を円滑に進めるため、また、円滑な情報共有や業務改善を進めるため「事前会議」、「月例会議」及び「引継会議」を開催・運営し、発注者へ報告するものとする。
- 6 道路パトロールの結果の情報から異常の拡大や集中している等の箇所について、次年度補修が必要な箇所を整理した維持管理マネジメント計画を策定する。
- 7 住民要望の情報共有、協働対応について一括管理するとともに、対応策を検討した上で発注者へ報告する。なお、緊急な場合は、すぐに発注者へ報告するものとする。

(成果品)

第2条

受託者は、毎年度末に下記の成果品を成果品目録とともに提出の上内容の承認を受けるものとする。

- (1) 委託業務完了報告書
- (2) 維持管理マネジメント計画
- (3) 橋梁等の構造物に関する排水施設の日常点検・支障物撤去等（1回／年）の報告書
- (4) 維持管理データベース

なお、上記成果品の様式及び形式については受注者と協議の上定めること。

特記仕様書

(道路維持補修業務・舗装維持修繕業務・河川維持管理業務 ・砂防施設維持管理業務)

- 1 受注者は、この委託業務を担当する福島県会津若松建設事務所長（以下「所長」という。）又は所長の指定する監督員の指示に従い、受注者の責任において業務委託発注書（以下「発注書」という。）、図面及び福島県土木部発行の共通仕様書（土木工事編）（以下「仕様書」という。）によって施工すること。
なお、本特記仕様書は仕様書より優先する。
- 2 施工箇所は、中山間地域道路等維持補修業務委託契約（複数単価契約）に定める路線河川（区間）の内から指示された箇所とする。
- 3 発注書、図面及び仕様書に明示されていないものでも、委託業務の性質上当然必要な事項及び法令または慣例によって履行しなければならない事項は、監督員の指示を受け処理すること。
- 4 受注者は、契約の日の翌日より所長の指示を受けられる体制を整え、直ちに委託業務ができるよう準備すること。
- 5 受注者は、一件毎に発注された委託業務が完了したときは、直ちに完了届を提出し、検査を受けること。
- 6 本委託業務は、道路等維持補修業務の性質上、突発的な緊急業務に対処するため、指定工期として、休日及び祝祭日を含むものとする。
- 7 委託業務における発生材（残土を含む）は、速やかに跡片付けし、交通及び保安上の障害とならないようその都度監督員の指示する箇所に運搬し、適正に処理すること。
- 8 委託業務実施時には道路保安施設、交通誘導員の配置等の安全対策を行うこと。
- 9 受注者は、東北道路啓開計画（福島県版）に基づき、大規模災害発生時には、本計画に位置付けられた路線において、道路啓開を実施すること。

- 1 0 本委託業務において、受注者が協同組合等である場合は、別途構成員の担当者を各監督員に通知することとするが、担当者が著しく不的確と判断される場合は、受注者に担当者の交代を指示できるものとする。なお、著しく不的確と判断した理由は別途通知する。
- 1 1 本委託業務は夜間・休日の突発的な緊急業務が発生するため、緊急時にも対応出来る体制を構築すること。なお、緊急時の体制が不的確と判断される場合は、対応の是正を指示するものとし、指示された場合は、直ちに是正報告書を監督員に提出するものとする。また、受注者が協同組合等であり構成員に問題があると判断される場合は、構成員にも別途是正報告を指示するものとする。
- 1 2 本業務の実施状況について評価を実施し、その結果について、評価委員会を通して県民に広く公表するために毎年度1回を標準として業務評価を行うものとする。評価実施の時期については、年度末を基本とするが、日程の詳細については監督員と協議して決定するものとする。評価は受注者、発注者、発注者の指定する者の3者がそれぞれ行うものとする。受注者は監督員の指示により、別に定める書式により本業務に関する自己評価を行い、これを監督員へ提出しなければならない。またその後、県が開催する評価委員会に出席するとともに、質疑応答への対応を行うものとする。

特記仕様書

(一般除雪業務(県有機械貸付・凍結抑制剤散布))

(適用範囲)

第1条 この仕様書は、一般除雪業務委託に必要な一般事項について示すもので、この仕様書に記載しない事項については発注者の指示によるものとする。

(除雪機械の貸与)

第2条 発注者は第2条第1項の表に掲げる除雪機械を受注者に貸与するものとする。

機 械 名	規 格	形 式	管理番号	登録番号
除雪ドーザ	1 3 t	キャタピラー	S03-0607	会津900る497
除雪ドーザ	1 4 t	コマツ	S31-0603	会津900る393
除雪ドーザ	1 5 t	日立	S24-0607	会津000る353
除雪ドーザ	1 6 t	コマツ	S24-0609	会津000る341
除雪ドーザ	1 6 t	コマツ	S24-0610	会津000る340
除雪ドーザ	1 6 t	日立	S23-0611	会津000る282
除雪ドーザ	1 6 t	川崎	S25-0603	会津900る83
除雪ドーザ	1 6 t	川崎	S25-0604	会津900る86
除雪ドーザ	1 8 t	日立	S26-0603	会津900る153
除雪ドーザ	1 8 t	日立	S26-0606	会津900る154
除雪ドーザ	1 8 t	日立	S27-0608	会津900る204
除雪ドーザ	1 8 t	コマツ	S28-0606	会津900る259
除雪ドーザ	1 8 t	コマツ	S30-0604	会津900る341
除雪ドーザ	1 9 t	TCM	S19-0609	会津000る70
除雪ドーザ	1 9 t	川崎	S23-0609	会津000る273
除雪ドーザ	1 9 t	コマツ	S02-0605	会津900る433
除雪ドーザ	1 9 t	コマツ	S02-0616	会津900る467
除雪ドーザ	1 9 t	コマツ	S06-0601	会津900る617
ロータリ除雪車	2 2 1 k w	新潟トランス	S22-0601	会津900る40
ロータリ除雪車	2 2 1 k w	ニッセキ	S24-0601	会津900る48
ロータリ除雪車	2 5 0 k w	ニッセキ	S22-0602	会津900る41
ロータリ除雪車	2 8 7 k w	新潟トランス	S27-0610	会津900る214
ロータリ除雪車	2 8 7 k w	ニッセキ	S25-0613	会津900る106
ロータリ除雪車	3 3 0 k w	新潟トランス	S29-0614	会津900る318
ロータリ除雪車	3 3 0 k w	新潟トランス	S31-0608	会津900る411
除雪グレーダ	3. 7 m	コマツ	S11-0603	福島000る16
除雪グレーダ	3. 7 m	コマツ	S19-0603	会津000る93
除雪トラック	7 t	UDトラック	S03-0602	会津800は348
凍結抑制剤散布車	3. 0 m 3	日野	S28-0616	会津800は228
凍結抑制剤散布車	2. 8 m 3	日野	S30-0611	会津800は280

- 2 貸与機械の引渡し場所及び引渡し時期は次のとおりとする。
 - (1) 引渡し場所 管内除雪車庫
 - (2) 引渡し時期 宮下土木事務所長の指定する日
- 3 貸与機械の引渡しは、発注者と受注者の立会いのうえその機能の現況を確認したうえ行うものとする。この場合において発注者及び受注者は第3号様式の除雪機械現況確認表2通を作成し、それぞれ1通を保有するものとする。
- 4 受注者は貸与機械の引渡しを受けたときは、第4号様式の借用書を発注者に提出しなければならない。
- 5 受注者は貸与機械を善良な管理者の注意をもって管理するものとし、貸与機械の使用権を第三者に譲渡し、または貸与機械を転貸し担保に供し、もしくは委託業務以外の用途に供してはならないものとする。
- 6 貸与機械の引渡し、返納及び維持管理に要する費用は受注者の負担とする。
- 7 受注者は貸与機械を滅失、紛失、または、き損したときは直ちに第5号様式の事故（故障）報告書を発注者に提出しなければならない。この場合において、受注者の責めに帰すべき理由により貸与機械を滅失、紛失、若しくは、き損し、又はその返還が不可能となったときは、受注者の負担において発注者の指定する期限内に補填し、若しくは修理し、又は現状に回復して返納し、又は返納に代えてその損害を賠償しなければならない。また、発注者の指示により受注者が負担して修理を行った場合は、第6号様式の除雪機械修理状況報告書を提出しなければならない。
- 8 受注者は契約期間の満了、契約の解除その他の理由によって貸与機械を返納するとは、第7号様式の除雪機械返納書を提出し、第3項の第3号様式によって、発注者と受注者の立会検査のうえ引取り、引渡しを行うものとする。

なお、不合格の場合は前項によって復元修理のうえ再検査を受けなければならない。
- 9 受注者は正当な理由がなく発注者の指定した日を過ぎても貸与機械を返納しないときは、返納期日の翌日から起算して返納した期日までの日数に、日基準貸与額を乗じて得た額の倍額の違約金を支払わなければならない。

（除雪作業の出動基準）

第3条 新降雪深が5 cm～10 cm以上となったとき。

ただし、降雪状況、気象予報から、さらに降雪が続く恐れがないときには、事務所長の判断により出動を見合わせる。

なお、気象予報等を参考に、異常降雪の恐れがある場合は、早期に初動体制を確保し、迅速な除雪出動に備える。

- 2 拡幅、路面整正及び運搬排雪については、発注者からの指示によりその都度出動する。

（除雪区分）

第4条 本路線の除雪区分は下記のとおりとし、この除雪区分に従った道路除雪作業を行い、交通を確保しなければならない。

路線名	区間	除雪区分		
		第1種(km)	第2種(km)	第3種(km)
国道252号	金山町滝沢地内～会津坂下町坂本地内	53.1		
国道400号	昭和村舟鼻地内～金山町川口地内		32.7	
国道400号	三島町西方地内～柳津町飯谷地内			2.0
国道401号	昭和村小野川地内～昭和村博士地内			7.4
国道401号	昭和村佐倉地内～昭和村大芦地内		4.6	
柳津昭和線	柳津町郷戸地内～三島町滝谷地内		4.7	
柳津昭和線	三島町滝谷地内～柳津町琵琶首地内		16.2	
柳津昭和線	柳津町琵琶首地内～昭和村小野川地内		7.3	
会津高田柳津線	柳津町軽井沢地内～柳津町柳津地内			8.0
会津若松三島線	三島町大谷地内～三島町宮下地内			3.2
小林会津宮下停車場線	三島町間方地内～三島町大谷地内			9.0
小栗山宮下線	金山町小栗山地内～金山町沼沢地内			11.4
小栗山宮下線	三島町宮下地内			1.0
藤小椿線	柳津町藤地内～柳津町大巻地内			5.1
飯谷大巻線	柳津町飯谷地内～柳津町大巻地内			8.0
郷戸滝谷停車場線	柳津町郷戸地内			0.1
滝谷松原線	三島町滝谷地内～三島町松原地内			1.3

(交通確保の目標)

第5条 交通確保は第3条、第4条の規定によって実施するほか、受注者は次により行わなければならない。

- (1) 通勤、通学時間帯において通行に支障がないよう交通を確保すること。
- (2) 始発及び最終バスの運行に支障がないよう路面状態を保つこと。
- (3) 日中であっては吹溜箇所等の発生が生じた場合、又は予想される場合は発注者と連絡をとり交通を確保すること。
- (4) その他緊急に発注者からの依頼があった場合には、協議のうえことにあたること。

(道路構造物の保全)

第6条 受注者は除雪に際しては、道路及びその付属物に損傷を与えないよう留意すること。

- 2 受注者が除雪に起因して道路及び管理施設物を破損した場合、発注者の指示により必要な処置を講ずること。

(除雪作業の管理及び検収)

第7条 受注者は発注者が示す第8号様式の除雪作業日報で作業時間等を報告し、発注者は作業日報による検収を行うものとする。作業日報は除雪事務効率化システムで記録・管理したものを提出すること。

実稼働時間と作業日報に齟齬が生じた場合については、システム内で修正作業を行うこと。

上記について記録紙(チャート紙)の使用を妨げるものではないが、発注者への提出は求めない。

除雪作業終了の際は、発注者に始時と終時と除雪作業状況、路面状況等を報告するものとする。

(発注者の指示)

第8条 除雪作業は各条項により受注者が施行するものであるが、除雪は特殊な作業であり出勤時間帯、除雪工法等を発注者が指示する場合もあり、その時は発注者の指示に従わなければならない。

(情報連絡員)

第9条 受注者は大雪注意報等における夜間の待機について、除雪オペレータ等への連絡を行う情報連絡員を定め、その旨を第2号様式により発注者に提出しなければならない。

(除雪機械運転員)

第10条 受注者は除雪機械の運転について、大型特殊免許、車両系建設機械運転免許等を保持する有資格者を除雪機械運転員として定め、その旨を第2-1号様式と免許証の写しにより発注者に提出しなければならない。

(除雪作業時の事故防止)

第11条 受注者は、除雪作業時における事故の防止に努めるとともに、次のことを行うこと。

- (1) 受注者は、除雪作業の安全管理に努め、除雪作業従事者に安全運転の徹底を図る。
- (2) 受注者は、除雪作業区間の道路及び道路付属物について、除雪前に作業上危険な箇所の点検等を行い、必要に応じて、発注者の指示を受けること。
- (3) 除雪機械は、運転手及び助手の二人乗務とする。
- (4) 受注者は、除雪作業時の現場条件に応じて、交通誘導員を配置するものとする。

(実績報告)

第12条 受注者は除雪作業について、実績を下記書類にて発注者の定める期日までに報告しなければならない。

- (1) 除雪実績集計表 (第1 - 2号様式)
- (2) 除雪待機時間集計表 (第1 - 3号様式)
- (3) 除雪作業日報 (第8号様式)
- (4) 雪道巡回報告書 (第9 - 1号様式)
- (5) 雪道巡回集計表 (第9 - 2号様式)

(提出書類)

第13条 受注者は除雪作業について発注者に下記書類を提出しなければならない。

- (1) 第1号様式の除雪機械使用実績報告書 (毎月)
- (2) 除雪状況写真 (除雪前・除雪中・除雪後) (発注者の指示による)

(事業評価)

第14条 本業務の実施状況について評価を実施し、その結果について、評価委員会を通して県民に広く公表するために毎年度1回を標準として事業評価を行うものとする。評価実施の時期については、各年度末を基本とするが、詳細については監督員と協議して決定するものとする。

評価は受注者、発注者、評価委員会の3者がそれぞれ行うものとする。受注者は監督員の指示を受けた場合、別に定める書式により本業務に関する自己評価を行い、これを監督員へ提出しなければならない。またその後に、県が開催する評価委員会に出席するとともに、質疑応答への対応を行うものとする。

(その他)

第15条 除雪機械の作業日報の整備は別添「除雪機械作業記録作成要領」による。

特記仕様書
(一般除雪業務(緊急時民間委託))

(適用範囲)

第1条 この仕様書は、一般除雪業務(緊急時民間委託)に必要な一般事項について示すものであり、この仕様書に記載しない事項については発注者の指示によるものとする。

(使用除雪機械の報告)

第2条 受注者は、発注者に対し除雪に必要な除雪機械の規格台数等について「使用除雪機械届出書」により届けなければならない。また委託期間内に除雪機械の変更が生じる場合には事前に「使用機械変更(追加)申請書」を提出し、発注者の承認を得なければならない。

2 一般除雪業務(緊急時民間委託)で使用する除雪機械は以下のとおりとする。

車 種	規 格	形 式
除雪ドーザ	8 t	マルチプラウ
除雪ドーザ	9 t	ハイドバン
トラクタショベル	0.34~0.35m ³	バケット付(排1次)
トラクタショベル	0.5 m ³	バケット付(排2次)
トラクタショベル	1.2 m ³	バケット付(排1次)
トラクタショベル	1.3~1.4m ³	バケット付(排1次)
トラクタショベル	1.3~1.4m ³	バケット付(排3次)
トラクタショベル	1.5~1.7m ³	バケット付(排1次)
バックホウ	0.28 m ³	排ガス1次
バックホウ	0.28 m ³	排ガス2次
バックホウ	0.45 m ³	排ガス1次
小型バックホウ	0.04 m ³	超低騒音型(排2次)
小型バックホウ	0.08 m ³	排ガス1次
小型バックホウ	0.13 m ³	排ガス1次
小型バックホウ	0.22 m ³	超小旋回型(排1次)
ダンプトラック	2 t	
ダンプトラック	4 t	
ダンプトラック	10 t	

(除排雪作業の出動基準)

第3条 除排雪除雪については、発注者からの指示により受注者はその都度出動するものとする。

(道路構造物の保全)

第4条 受注者は除雪に際して道路及びその付属物に損傷を与えないよう留意すること。

- 2 受注者が除雪に起因して道路及び管理施設物を破損した場合、発注者の指示により必要な処置を講ずること。

(発注者の指示)

第5条 除排雪作業は特殊な作業であり出動時間帯、除排雪工法等を発注者が指示するものであり、受注者はその指示に従わなければならない。

(情報連絡員)

第6条 受注者は大雪注意報等における夜間の待機について、除雪オペレータ等への連絡を行う情報連絡員を定め、その旨を第2号様式により発注者に提出しなければならない。

(除雪機械運転員)

第7条 受注者は除雪機械の運転について、大型特殊免許、車両系建設機械運転免許等を保持する有資格者を除雪機械運転員として定め、その旨を第2-1号様式と免許証の写しにより発注者に提出しなければならない。

(除排雪作業時の事故防止)

第8条 発注者は除排雪作業時における事故の防止に努めるとともに、次のことを行うこと。

- (1) 受注者は除排雪作業の安全管理に努め、除排雪作業従事者に安全運転の徹底を図る。
- (2) 受注者は除排雪作業区間の道路及び道路付属物について、除排雪前に作業上危険な箇所点検等を行い、必要に応じて、発注者の指示を受けること。
- (3) 受注者は除排雪作業時の現場条件に応じて交通誘導員等を配置するものとする。

(実績報告)

第9条 受注者は除雪作業について、実績を下記書類にて発注者の定める期日までに報告しなければならない。

- (1) 除雪実績集計表 (第1 - 2号様式)
- (2) 除雪作業日報 (第8号様式)
- (3) 除排雪状況写真 (除排雪前・除排雪中・除排雪後)

(その他)

第10条 除雪機械の作業日報の整備は別添「除雪機械作業記録作成要領」による。

特記仕様書
(春先除雪業務)

(適用範囲)

第1条 この仕様書は、春先除雪業務委託に必要な一般事項について示すもので、この仕様書に記載しない事項については発注者の指示によるものとする。

(除雪機械の貸与)

第2条 発注者は第2条第1項の表に掲げる除雪機械を受注者に貸与するものとする。

機 械 名	規 格	形 式	管理番号	登録番号
除雪ドーザ	1 8 t	小松	S30-0604	会津900る341
ロータリ除雪車	3 3 0 k w	新潟トランス	S29-0614	福島900る318
除雪ドーザ	1 8 t	日立	S02-0605	会津900る433
ロータリ除雪車	3 3 0 k w	新潟トランス	S31-0608	会津900る411
除雪ドーザ	1 8 t	小松	S28-0606	会津900る259
除雪ドーザ	1 8 t	日立	S26-0603	会津900る153
除雪ドーザ	1 8 t	日立	S26-0606	会津900る154
ロータリ除雪車	2 8 7 k w	ニッセキ	S25-0613	福島900る106
除雪ドーザ	1 6 t	日立	S23-0611	会津000る282
除雪ドーザ	1 6 t	小松	S24-0610	会津000る340

2 貸与機械の引渡し場所及び引渡し時期は次のとおりとする。

- (1) 引渡し場所 管内除雪車庫
- (2) 引渡し時期 宮下土木事務所長の指定する日

3 貸与機械の引渡しは、発注者、受注者立会いのうえその機能の現況を確認したうえ行うものとする。この場合において発注者及び受注者は第3号様式の除雪機械現況確認表2通を作成し、それぞれ1通を保有するものとする。

4 受注者は貸与機械の引渡しを受けたときは、第4号様式の借用書を発注者に提出しなければならない。

5 受注者は貸与機械を善良な管理者の注意をもって管理するものとし、貸与機械の使用権を第三者に譲渡し、または貸与機械を転貸し担保に供し、もしくは委託業務以外の用途に供してはならないものとする。

6 貸与機械の引渡し、返納及び維持管理に要する費用は受注者の負担とする。

7 受注者は貸与機械を滅失、紛失、または、き損したときは直ちに第5号様式の事故(故障)報告書を発注者に提出しなければならない。この場合において、受注者の責めに帰すべき理由により貸与機械を滅失、紛失、若しくは、き損し、又はその返還が不可能となったときは、受注者の負担において発注者の指定する期限内に補填し、若しくは修理し、又は現状に回復して返納し、又は返納に代えてその損害を賠償しなければならない。また、発注者の指示により受注者が負担して修理を行った場合は、第6号様式の除雪機械修理状況報告書を提出しなければならない。

8 受注者は契約期間の満了、契約の解除その他の理由によって貸与機械を返納するときは、第7号様式の除雪機械返納書を提出し、第3項の第3号様式によって、発注者、受注者立会検査のうえ引取り、引渡しを行うものとする。

なお、不合格の場合は前項によって復元修理のうえ再検査を受けなければならない。

9 受注者は正当な理由がなく発注者の指定した日を過ぎても貸与機械を返納しないときは、返納期日の翌日から起算して返納した期日までの日数に、日基準貸与額を乗じて得た額の倍額の違約金を支払わなければならない。

(使用除雪機械の報告)

第3条 受注者は、下記表に記載された受注者所有の除雪機械の使用にあたっては、発注者に「使用除雪機械届出書」を提出しなければならない。また委託期間内に除雪機械の変更が生じる場合には、事前に使用機械変更(追加)承認申請書を提出し、承認を受けなければならない。

車 種	規 格	形 式
バックホウ	0.45m ³	

(道路構造物の保全)

第4条 受注者は除雪に際しては、道路及びその付属物に損傷を与えないよう留意すること。

2 受注者が除雪に起因して道路及び管理施設物を破損した場合、発注者の指示により必要な処置を講ずること。

(除雪作業の管理及び検収)

第5条 受注者は発注者が示す第8号様式の作業日報により作業時間等を発注者に報告し、発注者は日報により検収を行うものとする。

作業日報は除雪事務効率化システムで記録・管理したものを提出すること。実稼働時間と作業日報に齟齬が生じた場合については、システム内で修正作業を行うこと。

2 上記について記録紙(チャート紙)の使用を妨げるものではないが、発注者への提出は求めない。

3 除雪作業終了の際は、発注者に始時と終時と除雪作業状況、路面状況等を報告するものとする。

(発注者の指示)

第6条 除雪作業は各条項により受注者が施行するものであるが、除雪は特殊な作業であり出勤時間帯、除雪工法等を発注者が指示する場合もあり、その時は発注者の指示に従わなければならない。

(除雪機械運転員)

第7条 受注者は除雪機械の運転について、大型特殊免許、車両系建設機械運転免許等を保持する有資格者を除雪機械運転員として定め、その旨を第2-1号様式と免許証の写しを発注者に提出しなければならない。

(除雪作業時の事故防止)

第8条 受注者は、除雪作業時における事故の防止に努めるとともに、次のことを行うこと。

- (1) 受注者は、除雪作業の安全管理に努め、除雪作業従事者に安全運転の徹底を図る。
- (2) 受注者は、除雪作業区間の道路及び道路付属物について、除雪前に作業上危険な箇所の点検等を行い、必要に応じて、発注者の指示を受けること。
- (3) 除雪機械は、運転手及び助手の二人乗務とする。
- (4) 受注者は、除雪作業時の現場条件に応じて、交通誘導員を配置するものとする。

(実績報告)

第9条 受注者は除雪作業について、実績を下記書類にて発注者の定める期日までに報告しなければならない。

- (1) 除雪実績集計表(第1-2号様式)
- (2) 除雪作業日報(第8号様式)

(提出書類)

第10条 受注者は除雪作業について発注者に下記書類を提出しなければならない。

- (1) 第1号様式の除雪機械使用実績報告書 (毎月)
- (2) 除雪状況写真(除雪前・除雪中・除雪後) (発注者の指示による)

(事業評価)

第11条 本業務の実施状況について評価を実施し、その結果について、評価委員会を通して県民に広く公表するために毎年度1回を標準として事業評価を行うものとする。評価実施の時期については、各年度末を基本とするが、詳細については監督員と協議して決定するものとする。

評価は受注者、発注者、評価委員会の3者がそれぞれ行うものとする。受注者は監督員の指示を受けた場合、別に定める書式により本業務に関する自己評価を行い、これを監督員へ提出しなければならない。またその後、県が開催する評価委員会に出席するとともに、質疑応答への対応を行うものとする。

(その他)

第12条 除雪機械の作業日報の整備は別添「除雪機械作業記録作成要領」による。

特記仕様書

(道路除草業務、道路植栽管理業務、路面清掃業務、落石防護柵設置撤去業務、除雪補助準備業務、河川除草業務、簡易構造物等点検業務)

工事番号： 第 51 - 01 - 00 号

路線河川名： 国道252号外 只見川筋外

工事名： 中山間地域道路等維持補修業務委託（総価契約）

工事施工箇所： 大沼郡三島町大字宮下地内外

1 本工事の施工にあたっては、「共通仕様書 土木工事編（令和7年1月20日改正）」に基づき実施しなければならない。

2 本工事の施工にあたり、該当する項目は、としている箇所である。

ただし、以下については、全ての工事に該当する項目である。

- ・第4章 情報共有システム・遠隔臨場
- ・第5章 労働者確保に関する積算方法の試行工事
- ・第6章 快適トイレの設置（災害復旧工事は除く）
- ・第7章 週休2日確保モデル工事等
- ・第8章 建設キャリアアップシステム活用工事
- ・第9章 ふくしまME資格取得者の現場活用
- ・第10章 法定外の労災保険の付保
- ・第31章 異常気象時における現場状況の報告
- ・第32章 再生資源利用計画書
- ・第33章 再生資源利用促進計画書
- ・第35章 その他

3 第2章～第9章、第16章～第20章、第22章～第24章が適用される場合は、具体的内容を、福島県技術管理課ホームページに掲載しているので、必ず確認すること。

※ 福島県ホームページ>組織でさがす>技術管理課>特記仕様書

4 本特記仕様書は、共通仕様書に優先する。

5 設計図書として扱う図面は以下（別紙）のとおりとする。

図面名	図面番号	葉数	適用
計	全	葉	

6 以下（別紙）の図面は参考図とする。

図 面 名	図面番号	葉数	適 用
計	全 葉		

7 本工事の施工にあたって、資機材及び労働者の調達に時間を要することが判明し、受注者から協議があった場合は、工事の一時中止及び工期の変更について検討し、決定するものとする。

8 設計図書に基づき監督員が受注者に指示した書面及び受注者が提出し監督員が承諾した書面は、設計図書とする。

9 設計変更に係る業務の円滑化を図るためのツールとして「土木工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）※」（福島県土木部）を活用すること。

※技術管理課ホームページ参照

福島県会津若松建設事務所

☑第1章 一般共通事項

- ☑1 下記の規制区域に該当するため、監督員と協議のうえ、関係官公庁に対して緊密な連絡をとり、協調を保つものとする。許可関係等がある場合には、監督員と協議のうえ、着手するものとする。

- | | | | |
|--------------|---------------------------------------|---|---------------------------------------|
| 1) 国有・民有保安林 | <input type="checkbox"/> 有 | ・ | <input checked="" type="checkbox"/> 無 |
| 2) 鳥獣保護区域 | <input type="checkbox"/> 有 | ・ | <input checked="" type="checkbox"/> 無 |
| 3) 国立・県立公園区域 | <input checked="" type="checkbox"/> 有 | ・ | <input type="checkbox"/> 無 |
| 4) 鉄道近接区域 | <input type="checkbox"/> 有 | ・ | <input checked="" type="checkbox"/> 無 |
| 5) その他 () | <input type="checkbox"/> 有 | ・ | <input checked="" type="checkbox"/> 無 |

- 2 施工区域内の地下埋設設備の確認について

受注者は、当該工事を実施するにあたり、「建設工事公衆災害防止対策要綱 第5章 埋設物（共通仕様書 土木工事編Ⅲ）」を遵守し、埋設物管理者に対し地下埋設物有無の確認の後に着手すること。

- ☑3 福島県の絶滅のおそれのある野生生物の生息区域との関係 有 ・ 無

有の場合は、監督員と施工方法、施工時期、保護対策等について綿密な打合せを行うこと。

- 4 河道掘削に伴う工事測量

河道掘削工事にあたっての工事着手時の測量については、伐採、伐開除根、表土剥ぎ等を行った上で実施すること。

第2章 フレックス工事

(詳細は技術管理課ホームページを参照のこと)

本工事はフレックス工事であり、受注者は発注者が示した工期までの間で、工事の始期及び終期を任意に設定できる工事である。

第3章 準備期間確保工事

(詳細は技術管理課ホームページを参照のこと)

本工事は準備期間確保工事であり、受注者は契約締結日から準備期間（〇〇日間）内に着工日を任意に設定できる工事である。

第4章 情報共有システム、遠隔臨場

(本章はすべての工事に該当する)

(詳細は技術管理課ホームページを参照のこと)

情報共有システム及び遠隔臨場について、実施できない特段の理由等がある場合は、受発注者間の協議を行ったうえで実施の可否を決定する。

第5章 労働者確保に関する積算方法の試行工事

(本章はすべての工事に該当する)

(詳細は技術管理課ホームページを参照のこと)

- 1 労働者確保に関する積算方法の試行工事

本工事は、「労働者確保に関する積算方法の試行工事」である。

共通仮設費（率分）に占める実績変更対象間接費（労働者送迎費、宿泊費、借上費）の割合：_____％

現場管理費（率分）に占める実績変更対象間接費（募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用）の割合：_____％

□2 労働者確保及び労働者宿舎設置に関する積算方法の試行工事

本工事は、「労働者確保及び労働者宿舎設置に関する積算方法の試行工事」である。

共通仮設費（率分）に占める実績変更対象間接費（労働者送迎費、宿泊費、借上費、労働者宿舎の維持・補修に要する費用）の割合：_____％

現場管理費（率分）に占める実績変更対象間接費（募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用、租税公課）の割合：_____％

第6章 快適トイレの設置

(本章は災害復旧工事を除くすべての工事に該当する)

(詳細は技術管理課ホームページを参照のこと)

本工事は、快適トイレ設置の対象工事である。

設置の可否については、現場環境（工事期間、周辺環境、労働者配置状況等）を踏まえ、あらかじめ受発注者協議を行い、決定すること。

第7章 週休2日確保モデル工事等

(本章はすべての工事に該当する)

(詳細は技術管理課ホームページを参照のこと)

本工事は、「福島県土木部週休2日等工事試行要領」に定める工事のうち、としている箇所の対象工事である。

- 「週休2日確保モデル工事（発注者指定型）」 月単位 通 期
「週休2日確保交替制工事（発注者指定型）」 月単位 通 期
「完全週休2日モデル工事（発注者指定型）」

なお、「週休2日確保モデル工事（発注者指定型）」及び「週休2日確保交替制工事（発注者指定型）」において、受注者が「月単位の4週8休以上」を希望する場合、受発注者協議の上で変更することができる。

また、本試行対象外工事であっても、受注者が週休2日等の実施を希望する場合は、受発注者協議の上で対象とすることができる。

第8章 建設キャリアアップシステム活用工事

(本章はすべての工事に該当する)

- 1 本工事は、『福島県土木部発注工事等における建設キャリアアップシステム活用工事実施要領』の対象工事である。
- 2 受注者は実施要領に定める事項について遵守しなければならない。

(※なお、実施要領は技術管理課ホームページ参照)

第9章 ふくしまME（メンテナンスエキスパート）資格取得者の現場活用

(本章はすべての工事に該当する)

(詳細は技術管理課ホームページを参照のこと)

第10章 法定外の労災保険の付保

(本章はすべての工事に該当する)

本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

受注者は、法定外の労災保険契約を締結したことを証明する書類（証券の写し）を提出しなければならない。

☑第11章 総 則

□1 施工計画書

工程管理は_____により行うものとする。

なお、施工計画書作成にあたっては、「施工計画書作成の手引き（土木工事編）」
(技術管理課ホームページ参照)を参考にすることができる。

□2 工事用地等の使用

□1) _____作業に係るヤードとして、別添「_____図」による土地を使用すること。（土地の使用は可能である。）

□2) 使用にあたっての条件、制限等

□3 関連工事

1) 工 事 名 : _____

2) 路河川名 : _____線・筋

3) 施工箇所 : _____市・郡 _____町・村 大字 _____字 _____地内

4) 注意・指示事項 : _____

☑4 支給材料及び貸与品

支給材料及び貸与品、またその引き渡し場所等については、下記のとおりとする。

支給品目 : ①落石防護柵 ②防雪柵 ③スノーポール ④注意標識

数量 : ①A=582.0m² ②L=182.6m ③N=5374本 ④N=25枚

引渡時期 : 監督員との協議による

引渡場所 : 監督員との協議による

□5 工事現場発生品

1) 工事現場発生品及びその引き渡し場所は、下記のとおりとする。

発生品目 : _____

引渡時期 : _____

引渡場所 : _____

2) 従来施設の撤去により発生した_____は、_____材料として再使用するものとし、使用にあたってはあらかじめ監督員の数量検査を受けなければならない。

□6 建設副産物処理

□1) 下記の建設副産物は、現地において下記のとおりリサイクル処理するものとする。

建設副産物名	処理方法等	備考

□2) 下記の建設副産物は、下記に示す方法で処理するものとする。ただし、施設は指定するものではない。

建設副産物名	処理方法	積算上の施設*
	(再資源化・中間・最終)施設へ搬入	
	(再資源化・中間・最終)施設へ搬入	
	(再資源化・中間・最終)施設へ搬入	

※ 積算上の施設は積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではなく、ここに明示した施設と異なる施設に処理する場合は、監督員の承諾を得ることとするが、設計変更の対象とはしない。なお、受入拒否等により処理施設の条件が異なる場合は、その記録をもって設計協議の対象とする。

□3) 金属くずについては、簡単に分別可能であり、明らかにスクラップとして売却処分できるものについては、協議の対象とする。

□7 中間検査に関すること

1) 以下の対象工事（工種）の「有」について中間検査を実施する。毎月の履行報告時に実施予定時期を報告すること。なお、①～④に複数該当する場合には、中間検査の回数について監督員と協議すること。

対象要件	対象工事 (工種)	実施時期	備考 (具体的な工種等)
①竣工検査時に確認困難な 工事(工種) (足場、仮設を撤去すると 現場に行けなくなる等。)	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無	・対象工種が完成してから足場、 仮設等を撤去するまでの間。	
②不可視部の工事 (工種)で2)に示すもの	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無	・不可視部の施工が完了、 又は概ね完了した時。 ・鉄筋構造物については、配筋が 完了、又は概ね完了した時。	2)に示す工事 (工種)
③工期が1年以上となる 工事。	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無	・協議による。	
④その他、発注者が必要と する工事(工種)	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無	・製作、仮組みが完了した時。 ・その他、発注者の指示による。	3)に示す工事 (工種)

注1) 監督員は、有無に○印を付けるとともに、備考に工種を記入すること。

また必要に応じ実施時期を修正すること。

2) ②不可視部の工事（工種）とは次のものとする。

- 杭基礎、場所打杭、深礎杭、ケーソン基礎、地盤改良
- 捨石均し、被覆・根固め均し、井筒潜函基礎、山腹基礎床掘
- 上層路盤（1,000m²以上の工事）

- 現場打ちのボックスカルバート、擁壁（鉄筋 Co）
- 橋台・橋脚、現場制作 P C 橋、床版
- 水門・樋門
- ブロック製作、ケーソン製作
- 覆工 Co の前段工事
- その他【 】

3) ④その他、発注者が必要とする工種（工事）とは次のものとする。

- 桁の仮組立
- 水門扉、可動堰、スノーシェッド、ポンプ施設、除塵機、栈橋
- 堰堤（Co、盛土）
- 堰（工場制作）、ラバーダム
- 地盤変動等の影響が予想される掘削
- 仮橋、路面覆工（一般交通に供し、指定仮設として設置されるもの）
- 仮堤防（本堤防と同等の機能を求める仮堤防）
- その他【 】

8 監督員による確認及び立会等

監督員による検査及び立会は、共通仕様書によるもののほか下記のとおりとする。

検査及び確認事項	工種・箇所等	段階(確認時期)	備考
監督員との協議による			

9 施工管理

管理基準等については共通仕様書によるが、下記の工種については下記の規格値等で管理するものとする。

1) 出来形管理

工種	測定項目及び規格値	測定基準	測定箇所

2) 品質管理

工種及び種別	試験項目及び試験方法	規格値	試験基準等

3) 写真管理

工種	撮影項目	撮影頻度	提出頻度

10 コンクリートの圧縮強度試験

「共通仕様書 土木工事編Ⅱ」の「品質管理基準及び規格値」における「1セメント・コンクリート」によるもののほか、下記の構造物に使用するセメント・コンクリートの圧縮強度試験のうち、材齢 28 日圧縮強度試験は公的試験機関で実施すること。

構造物名	コンクリートの品名等	摘 要

11 用地取得及び支障物件

1) 工事区域内の用地確保 (済 ・ 一部未了)

工事区域内に用地の確保が未了である場合は、監督員と緊密な連絡を保ち、解決に協力すること。

【用地取得見込時期】 _____ 年 _____ 月 (上旬 中旬 下旬)

2) 工事支障物件： 有 ・ 無

【支障物件移転予定時期】 _____ 年 _____ 月 (上旬 中旬 下旬)

12 工事の履行報告 (工程会議)

工事着工後、履行状況については、毎月 25 日 に監督員に提出すること。

なお、休日の場合は、日程について監督員と協議すること。

また、協議様式は、監督員の指示によること。

13 交通誘導員の配置

交通誘導員は _____ に _____ 人 配置する。

交替要員は _____ 人 配置する。

なお、詳細については施工計画書において監督員と協議すること。

14 作業工程

1) _____ 全 _____ 作業は、昼間作業 とし、時間帯は 8 時～17 時までとする。

2) 作業工程における注意事項：

3) 現道の使用規制について

現道は、車輛・歩行者等の通行を確保し、片側交互通行により本工事を施工するものとする。

4) 工事を施工しない日 有 ・ 無 _____ 年 _____ 月 _____ 日

工事を施工しない時間帯 有 ・ 無 _____ : _____ ~ _____ :

「工事を施工しない時間帯」は、

工期全体 上記「工事を施工しない日」 _____ に適用する。

15 仮設

1) 指定仮設の有無 有 ・ 無

2) 指定仮設

仮設物名	規格・寸法・構造	資料の有無	備考

□ 3) 下記の仮設物は工事完了後も工事現場に存置すること。

仮設物名： _____ 数量等： _____

存置期間： _____

□ 16 工事における現場環境改善

当該工事で実施する現場環境改善は、下表の計上費目別に指定する項目数を、実施する内容から選択して実施すること。

計上費目	実施する項目数	実施する内容 (率計上分)
現場環境改善 (仮設備関係)	()	① 用水・電力等の供給設備 ② 緑化・花壇 ③ ライトアップ施設 ④ 見学路及び椅子の設置 ⑤ 昇降設備の充実 ⑥ 環境負荷の低減
現場環境改善 (営繕関係)	()	① 現場事務所の快適化 (女性用更衣室の設置を含む) ② 労働者宿舍の快適化 ③ デザインボックス (交通誘導警備員待機室) ④ 現場休憩所の快適化 ⑤ 健康関連設備及び厚生施設の充実等
現場環境改善 (安全関係)	()	① 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ (電光式標識等) ② 盗難防止対策 (警報器等) ③ 避暑 (熱中症予防)・防寒対策
地域連携	()	① 完成予想図 ② 工法説明図 ③ 工事工程表 ④ デザイン工事看板 (各工事PR看板含む) ⑤ 見学会等の開催 (イベント等の実施含む) ⑥ 見学所 (インフォメーションセンター) の設置及び管理運営 ⑦ パンフレット・工法説明ビデオ ⑧ 地域対策費 (地域行事等の経費を含む) ⑨ 社会貢献

□ 17 工事名標示板

本工事には、県産木材を利用した工事名標示板を _____ 基設置すること。

□ 18 六価クロム溶出試験 (及びタンクリーチング試験)

本工事は、「六価クロム溶出試験 (及びタンクリーチング試験)」の対象工事であり、下記に示す工事について六価クロム溶出試験 (及びタンクリーチング試験) を実施し、試験結果 (計量証明書) を提出するものとする。

なお、試験方法は、セメント及びセメント固化剤を使用した改良土等の六価クロム溶出試験要領によるものとする。

また、土質条件、施工条件等により試験方法、検体数に変更が生じた場合は、監督員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

(六価クロム溶出試験対象工種及び検体数)

工 種	工 法	配合設計段階	施工後段階
		検体	検体
		検体	検体
		検体	検体

(タンクリーチング試験対象工種及び検体数)

工 種	工 法	検体数	備 考
		検体	
		検体	
		検体	

□第12章 材 料

□1 設計図書に指示されていない工事材料は下記の仕様による。

□1) 一般資材

種別	材料名	記号等	品種・規格等	備考

※ 設計図書に規格等の明示のないものを記載する。

□2) 再生材

材料名	規格等	使用箇所	備考

※ 再生骨材・再生アスファルト合材については、運搬距離40kmの範囲までの再資源化施設についてストック量を調査し使用することとする。これにおいても再生材が入手不可能であった場合は、発注者と受注者が協議を行った上で新材を使用することができるものとし、設計変更の対象とする。

□2 下記の工事材料については、受注者の責任においてその外観及び品質証明書等を照合して確認した資料、見本等を事前に監督員に提出し確認を受けること。

また、工事材料のうち試験を行わなければならない材料は下記のとおりとする。

種別	材料名	記号等	品種・規格等	備考
				確認資料・見本 ・試験()
				確認資料・見本 ・試験()
				確認資料・見本 ・試験()

※ 備考欄で種別を選択する。(試験のカッコ書きは試験方法を記入する)

□3 下記資材については、以下の調達地域等から調達することを想定しているが、安定

的な確保を図るために、当該調達地域等以外から調達せざるを得ない場合又は調達地域内からの購入である場合においても設計価格と乖離がある場合には、事前に監督員と協議するものとする。また、購入費用及び輸送費等に要した費用について、証明書類（実際の取引伝票等）を監督員に提出するものとし、その費用について設計変更の対象とする。

資材名	規格	調達地域等

□第13章 一般施工

□1 建設発生土の処理

□1) 他工事への流用： □ 有 ・ □ 無

工事名：_____ 路河川名：_____

施工場所：_____市・郡 _____町・村 大字 _____字 _____地内

運搬距離 _____km（別紙ルート図のとおり）

□2) 搬出先

受入場所：_____市・郡 _____町・村 大字 _____字 _____地内

運搬距離 _____km

なお、受注後、搬出場所や受け入れ費用に変更の必要が生じた場合は、協議により変更すること。協議時には、変更する搬出先が都市計画法（開発許可）、森林法（林地開発）、砂防法、急傾斜地崩壊防止法および盛土規制法（改正宅地造成等規制法）などの諸法令違反ではないことわかる資料を監督員に提出すること。

搬出後は、最終形状、数量計算書、写真及び運搬距離等の資料を監督員に提出すること。

なお、建設発生土の受入先について、上記の指定場所によらず、他の受入場所とする場合は、事前に監督員と協議するものとする。

□2 他工事からの流用土

□1) 他工事からの流用： □ 有 ・ □ 無

① 工事名：_____ 路河川名：_____

② 指定・施工場所：_____市・郡 _____町・村 大字 _____字 _____地内

③ 運搬の有無： □ 有 ・ □ 無（_____km）

④ 品質：_____

品質の確認試験（_____）については、_____で実施する。

□3 購入土等

□1) 購入土等の有無： □ 有 ・ □ 無

□2) 購入土等の種類：□購入土 ・ □岩ズリ ・ □その他（_____）

□3) 購入土等がある場合は、受注者は施工計画書に購入先を記載して、監督員に提出する。

□4) 購入土等が1工事あたり1,000m³以上の場合は、受注者は、工事で使用する

購入土等を現場に搬入する前に、購入先の採取計画に関する認可書の写しを監督員に提出し、監督員の確認を受けなければならない。

□4 建設汚泥（泥土）の処理

- 1) 汚泥（泥土）は、_____による改良を行い、_____として再利用する。
- 2) 改良目標は、国土交通省令の土質区分基準における_____とする。
- 3) 改良材料等の種類や添加量については設計図書によるものとするが、受注者は各種試験を行い改良目標が得られるような添加量を検討し、監督員と協議するものとする。なお、監督員の承諾が得られ、添加量が当初設計と異なる場合は変更設計の対象とする。
- 4) 改良土の品質管理及び改良土を使用した施工の施工管理基準は設計図書によるものとするが、設計図書に示されていない場合は監督員と協議するものとする。

□5 レディーミクストコンクリートの養生

- 1) レディーミクストコンクリートの養生は、使用するコンクリートの特性をよく理解し、コンクリート種別、打設時期の日平均気温、打設環境に応じて適切な養生を行うものとし、共通仕様書に示す養生期間を遵守すること。また、コンクリートの運搬、打設計画、養生等の方法について、施工計画書に具体的に明記すること。

本工事におけるレディーミクストコンクリートの養生について検討する項目は以下の☑印のとおり。

コンクリート種別	<input type="checkbox"/> 普通ポルトランドセメント
	<input type="checkbox"/> 高炉セメントB種 ¹⁾ <input type="checkbox"/> 混合セメントB種 <input type="checkbox"/> フライアッシュセメントB種 <input type="checkbox"/> シリカセメントB種
	<input type="checkbox"/> 早強ポルトランドセメント
気象条件	<input type="checkbox"/> 暑中コンクリート(日平均気温が25℃を超える場合)
	<input type="checkbox"/> 寒中コンクリート(日平均気温が4℃以下になる場合) 構造物の露出状態 <input type="checkbox"/> 連続して、あるいはしばしば 水で飽和される部分 ²⁾ <input type="checkbox"/> 普通の露出状態

- 1) 「高炉セメントコンクリートの特性と施工に関する留意点」は技術管理課ホームページ参照
<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41025b/kouro-mento.html>
- 2) 水路、水槽、橋台、橋脚、擁壁、トンネル覆工等で水面に近く水で飽和される部分、及びこれらの構造物の他、桁、床版等で水面から離れてはいるが、融雪、流水、水しぶき等のため水で飽和される部分。

□6 塗装工

- 1) 塗装回数は下塗_____回、中塗_____回、上塗_____回とする。
- 2) 塗料の種類は下記のとおりとする。

種別及び箇所	細 別	塗料の種類	目標塗膜厚(μm)
工場塗装	下塗り1層		

現場塗装	下塗り2層		
	中塗り1層		
	中塗り2層		
	上塗り1層		
	上塗り2層		

- 3) 素地調整(ケレン)は_____とする。
 4) 詳細の色彩等については監督員と協議のこと。

7 現場打ちの鉄筋コンクリート構造物施工

- 1) 受注者は、現場打ちの鉄筋コンクリート構造物の施工にあたっては、「流動性を高めた現場打ちコンクリートの活用に関するガイドライン」により施工する。
 2) 受注者は、現場打ちの鉄筋コンクリート構造物の施工にあたり、設計図書等に「機械式鉄筋定着工法の配筋設計ガイドライン」及び「現場打ちコンクリート構造物に適用する機械式鉄筋継手工法ガイドライン」を採用していない場合は、採用についての協議を行うことが出来る。

第14章 その他施工

1 工法の指定

工法は下記によるものとする。なお、現場条件等により、これにより難しい場合は監督員と協議のこと。

工 種	指 定 工 法	備 考

2 建築物又は工作物の解体

石綿障害予防法規則に基づき、解体等の作業における保護具の装着、湿潤を保つ措置を行う費用、石綿の使用の有無を分析によって調査した場合に要する費用については、当初設計では計上していないため、それらに要した費用については、発注者と受注者が協議の上、設計変更で計上するものとする。

また、石綿の使用の有無を分析によって調査する場合の工期の変更についても、福島県工事請負契約約款の関係条項に基づき適切に変更することとする。

3 重建設機械分解・組立及び輸送に要する費用

下記の機械については、分解・組立及び輸送に要する費用を計上しているが、受注者が施工計画で分解・組立を必要としない機種・規格を選定し、使用した場合においても、設計変更の対象としない。

工 種	機 種	規 格

- 4 ポリマー改質Ⅱ型アスファルト混合物の使用 ※ 車道および側帯の舗装新設、改築および大規模な修繕（延長 200m 以上の全層打ち換え）を行う工事でポリマー改質Ⅱ型アスファルト混合物を使用する場合に記載

本工事は表層材料に耐流動対策混合物としてポリマー改質Ⅱ型アスファルト混合物を使用する工事であり、塑性変形輪数の基準値の適用区分となる道路区分等は以下のとおりである。（該当するものに「○」）

道路区分	舗装計画 (単位1日につき台)	交通量塑性変形輪数 (単位1ミリメートルにつき回)	該当欄
第1種、第2種	3,000 以上	3,000	
第3種第1級及び第2級 第4種第1級	3,000 未満	1,500	
その他		500	
	交差点等耐流動対策混合物として使用	1,500	

- 5 植栽工 ※ 植栽に係る直接工事費が50万円以上となる工事の場合に記載
本工事で植栽する樹木等については、植樹保険に加入しなければならない。
また、工事完成届提出時まで、植樹保険付保証明書を提出しなければならない。

- 6 鋼橋桁の輸送に要する費用

鋼橋桁については、(例えば東京)からの輸送に要する費用を計上しているが、受注者が施工計画書で示した鋼橋桁の製作場所が(例えば東京)より近距離である場合、設計変更の対象とする。

□第15章 ふくしま公共施設等ユニバーサルデザイン指針に基づく工事箇所

「共通仕様書 土木工事編Ⅰ」第1編第1章総則「1-1-3「ふくしま公共施設等ユニバーサルデザイン指針」の取扱い」の規定について、本工事では、特に以下の基本方針の△印に該当するものについてユニバーサルデザインに配慮した施工をおこなうものとする。

- 1 工事を行う基本方針（指針P13）

基本方針1 すべての人が 快適 に利用できる施設

- ① 特定の人が特別扱いされたり、いやな思いをすることのない施設
- ② 右利き、左利きに対応した施設
- ③ 利用方法や利用状況の説明が効果的に行われる施設
- ④ 視覚、聴覚、触覚など多様な手段で、必要な情報が十分に提供される施設
- ⑤ 補助器具や補助手段を効果的に活用できる施設
- ⑥ 繰り返しの動作や、長時間にわたる肉体的負担が伴わない施設
- ⑦ 利用場所に接近しやすく、利用する広さが適切な施設
- ⑧ 重要なものがよく見えるよう、視線が確保されている施設
- ⑨ 使用しようとする全てのものに容易に手が届く施設
- ⑩ 少ない労力で効率的に、楽に使える施設
- ⑪ 利用者に不自然な姿勢を強めない施設
- ⑫ プライバシーに配慮された施設

- ⑬ 天候や季節に左右されない施設
- ⑭ 疲れたときに休むことができる施設

基本方針2 すべての人が 簡単 に利用できる施設

- ① 使い方を直感的に理解できる施設
- ② 利用者の理解力や言語能力の違いが問題にならない施設
- ③ 必要な情報が容易にわかる施設

基本方針3 すべての人が 安全 に利用できる施設

- ① 安全に対する配慮が等しく確保される施設
- ② 危険や間違いやすい状況が発生しない施設
- ③ 使用方法を間違えても重大な結果につながらない施設
- ④ 注意が必要な操作において、不注意な操作を誘発しない施設
- ⑤ 危険なときや使用方法を間違えたときは、注意や警告を発する施設
- ⑥ 危険な部分が防護されている施設
- ⑦ 四季を通じて安全な施設
- ⑧ 災害時や不測の事態が生じて、安全に避難できる施設

基本方針4 さりげなく 美しい 施設

- ① 色や形状などの印象が、利用者にとって抵抗感がなく、受け入れられやすい施設
- ② 創意工夫された内容が、目立ちすぎず、さりげなくデザインされている施設
- ③ 地域の特性を生かし、周辺の景観と調和した施設
- ④ 自然や環境に配慮し、動植物にやさしい施設

基本方針5 どのような状況にも 柔軟 に対応できる施設

- ① できる限り同じ手段で利用できる施設
- ② 利用者に応じた使い方が選べる施設
- ③ 利用者のペースに合わせることができる施設
- ④ 情報とその重要さに応じて提供される施設
- ⑤ 補助器具の使用や人的介助に十分な空間を提供できる施設

- 2 特に重点をおいて工事する項目・箇所
-
-

□第16章 記録保存の資料作成

(詳細は技術管理課ホームページを参照のこと)

- 1 本工事は道路構造物の記録保存の対象工事である。
以下の資料を作成要領に基づき作成すること。
 - ・道路構造物の記録保存資料
- 2 本工事は道路舗装構成物の記録保存の対象工事である。
以下の資料、作成要領に基づき作成すること。
 - ・道路舗装構成等の記録保存資料

□ 第17章 1日未満で完了する作業の積算

(詳細は技術管理課ホームページを参照のこと)

本工事は、施工実施にあたり、作業量が1日未満で完了するものと見込まれ、施工パッケージ型積算基準と乖離が認められた場合に、「1日未満で完了する作業の積算」に基づき積算が出来る工事である。

□ 第18章 施工箇所が点在する工事の積算

(詳細は技術管理課ホームページを参照のこと)

本工事は「施工箇所が点在する工事の積算方法」の対象工事である。

対象地区：○○工区（施工箇所○○、○○）、△△工区（施工箇所○○）、
□□工区（施工箇所□□）（ホームページではこれらを対象地区という）
（なお、積算上の親工区は、△△工区（施工箇所○○）とする。）

□ 第19章 落橋防止装置の溶接施工等について

(詳細は技術管理課ホームページを参照のこと)

本工事において落橋防止装置の溶接施工等を行う際には、本章に基づき実施すること。

□ 第20章 ICT活用工事

(詳細は技術管理課ホームページを参照のこと)

1 本工事の発注方式は（受注者希望型 ・ 発注者指定型）である。

□ 2 ICT活用工事（土工）

本工事は、「福島県土木部ICT活用工事（土工等）実施要領」に基づき、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について3次元データを活用する「ICT活用工事（土工）」の対象工事である。

□ 3 ICT活用工事（舗装工）

本工事は、「福島県土木部ICT活用工事（舗装工）実施要領」に基づき、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について3次元データを活用する「ICT活用工事（舗装工）」の対象工事である。

□ 4 ICT活用工事（浚渫工（港湾））

本工事は、「福島県土木部ICT活用工事（浚渫工（港湾））実施要領」に基づき、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について3次元データを活用する「ICT活用工事（浚渫工（港湾））」の対象工事である。

□ 第21章 アスファルト舗装打換工における施工継目の処理について

アスファルト舗装打継目については、舗装版切断面の面取りを舗装打換厚さの50mmまで施工し、面取り面には歴青材を薄く塗布することとする。さらに、舗装前には歴青材を塗布した接合面を加熱処理することとする。

ただし、面取り工を施工するための面取り機、または傾斜式道路カッターが調達できないため、面取り工を施工できない場合は、甲乙協議を行ったうえで従来の打継目処理を行うこととし、設計変更の対象とする。

□第22章 舗装の切断作業時に発生する排水の具体的処理について
(詳細は技術管理課ホームページを参照のこと)

□第23章 「総合評価方式(標準型・簡易型)における技術提案書に記載された事項の実施状況」の確認について
(詳細は技術管理課ホームページを参照のこと)

総合評価方式において、受注者が技術提案書に記載した事項の具体的な実施方法等を、下記の通り施工計画書に「総合評価方式における技術提案事項の実実施計画」として記載し、提出しなければならない。

なお、施工計画書への記載については、「土木工事共通仕様書 I編 1-1-7 施工計画書(16) その他」に含めて記載すること。

「総合評価方式における技術提案事項の実実施計画」

- (1) 技術提案1
 - ① 施工(実施)方法
 - ② 管理方法等
 - ③ その他必要事項
- (2) 技術提案2
 - ① 施工(実施)方法
 - ② 管理方法等
 - ③ その他必要事項
- (3) 技術提案3
 - ① 施工(実施)方法
 - ② 管理方法等
 - ③ その他必要事項

なお、施工計画書に記載された「総合評価方式における技術提案事項の実実施計画」については、実施状況について発注者の確認を受けなければならない。

確認の方法については、「土木工事共通仕様書 III編 2. 様式 第8号様式(確認書)」を用いることとし、監督員へ提出の上確認を受けることを原則とする。

また、技術提案事項の履行が確認できない場合は、工事成績評定において減点とする場合があると同時に、入札参加資格制限措置の対象となる場合がある。

□第24章 熱中症対策に関する現場管理費補正試行工事
(詳細は技術管理課ホームページを参照のこと)

本工事は、「熱中症対策に関する現場管理費補正試行要領」の対象工事である。

□第25章 三者協議の実施

本工事は、三者協議会実施要領の対象工事である。

- 1) 本工事の実施にあたり、契約後速やかに別紙①「三者協議」実施要領に基づく、三者協議を実施すること。
- 2) 実施その手続きは以下のとおりとする。
 - ① 受注者は、契約後速やかに、第10号様式「工事打合せ簿」により、三者協議

の実施を契約権者（発注者）に申請する。

- ② 発注者は、調査・設計者に依頼し、日程を調整したうえで、三者協議を実施する。
- ③ 実施結果は三者協議記録簿（別紙②）に記入し、三者確認のうえ、原稿は発注者、コピーを受注者、調査・設計者が各々保有する。
- ④ 受注者は、原則として、三者協議の結果を踏まえ施工計画書を作成する。

□第26章 工事現場等での地域住民等に対する工事内容の周知

- 1) 受注者は、本特記仕様書による工事名看板の他に別紙③「工事看板の参考事例」のとおり、工事内容を表示した工事看板を設置すること。
設置にあたっては、工事看板の表示内容及び配置位置の計画を監督員に提出すること。
- 2) 受注者は、契約後すみやかに会津若松建設事務所発注工事情報（別紙④）を作成し、監督員に提出すること。作成の際には以下に注意すること。
 - ※1 工事の作業期間は、現場での実際の作業期間を記載すること。
 - ※2 連絡先の施工者その他電話番号は現場代理人に常時連絡がとれる番号を記載すること。
 - ※3 位置図（1/50,000）、平面図、標準横断図を添付すること。なお、受注者は、関係する市町村、自治会、または必要に応じて、小中学校及び、その他関係機関等への周知を行うこと。
また、その際に市町村における行事（祭事等）を確認し、必要に応じて行事に支障がないよう、工程を調整すること。

□第27章 環境対策

環境対策については、環境対策特記仕様書（別紙⑤）に基づき、施工計画書に明記すること。

□第28章 希少野生動植物への対応

希少野生動植物への対応については、下記のとおりとする。

- 1 本工事施工箇所には、希少野生動植物が生息・生育していることから、本工事及び仮設工事について、設計図書に示す希少野生動植物に配慮した施工方法に変更が必要な場合は、監督員に協議すること。
- 2 着工前に、希少野生動植物の生息・生育情報を監督員に確認すること。
- 3 現場代理人等は、希少野生動植物の生息・生育情報を作業員まで周知すること。併せて、これらの情報について、秘密の保持に努めるよう指導すること。
- 4 工事着手後に、特定希少野生動植物、同定困難種を確認した場合は、速やかに監督員に報告し、監督員の指示に従うこと。
- 5 施工計画書に、「希少野生動植物へ対応方法」及び「特定希少野生動植物及び同定困難種を確認した場合の連絡体制」を記載すること。

□第29章 発注者支援業務を委託する場合の工事

- 1 本工事は、監督の補助業務を委託しているため、受注者（担当技術者）が監督員に代わって現場で立会、観察又は検測等を行う場合には、その業務に関する限りにおいて監督員と同様に取り扱いなければならない。

ただし、受注者（担当技術者）は、工事受注者の対する命令指示権はもたないものである。

- 2 監督員から工事受注者に対する指示又は通知書を受注者（担当技術者）を通じて行うことがあるので、この場合は監督員から直接通知又は指示があったものと同様に取扱うものとする。
- 3 監督員が不在の場合には、工事受注者が監督員に対して行う報告又は通知等を受注者（担当技術者）を通して行うことができるものとする。
- 4 本工事を担当する受注者（担当技術者）の氏名は別に通知する。

□第30章 新技術活用の検討

受注者は、工事の実施にあたり、国土交通省の新技術情報提供システム（NETIS）等を利用し、有用な新技術・新工法を積極的に活用するため、「従来技術」との比較検討を行うものとし、監督員と協議のうえ、採用する工法等を決定した後に工事を行うものとする。「NETIS掲載期間終了技術」は新技術の対象外とし、「従来技術」とは技術の優位性等により一般に活用されている技術を示す。

なお、本検討に係る費用は諸経費に含まれるものとする。

※本章は道路メンテナンス工事が対象である。

☑第31章 異常気象時における現場状況の報告

異常気象時の工事現場における対応について下記のとおりとする。

1 異常気象時等の対象

(1) 大雨・洪水等の警報発令時

「工事現場の当該市町村」の気象警報を対象とする。

(2) 震度5弱以上の地震時

「工事現場の当該市町村」の震度5弱以上を対象とする。

ただし、気象条件及び現場条件等を勘案し、別途、監督員から指示がある場合は震度4の場合も対象とする。

2 パトロール等の実施及び報告の内容について

- ① 作業中であれば、作業を中止し、現場内及び周辺の状態把握に努める。
- ② 休工中であれば、必要に応じ2名以上を構成員とする警戒班(巡視員)を出動させて巡回点検(パトロール)を実施する。
- ③ 天気予報であらかじめ異常気象が予想される場合は、事前に防災監視体制を配備し待機する。
- ④ 危険箇所が発見された場合は、すみやかに危険箇所に立ち入らないよう防護措置を講じ、その旨を標示する。また、現場状況を把握し、2次災害防止に努める。
- ⑤ 警報が解除され、作業が再開する前には、工事現場の地盤のゆるみ、崩壊、陥没等の危険がないか入念に点検する。
- ⑥ 地震及び津波が発生した後に、作業を再開する前には、建設物、仮設物、資機材、建設機械、電気設備及び地盤、斜面状況等を十分点検する。
- ⑦ 異常の有無にかかわらず、点検結果を監督員（連絡が取れない場合は、係長又は課

長)に適宜に報告する。また、報告方法は、まず電話連絡し、その後別紙⑭「異常気象時等現場点検結果報告書」にて、FAX又はメールする。

3 報告期限について

(1) 大雨・洪水等の警報発令時

警報発令後1時間以内及び降雨等の状況等により適宜。

(2) 震度5弱以上の地震時

地震発生後1時間以内。

(被害等が甚大でパトロールの実施が困難である場合などはこの限りでない)

□第32章 再生資源利用計画書

(本章はすべての工事に該当する)

受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画書を作成し、施工計画書に含め監督員に写しを提出しなければならない。

また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

□第33章 再生資源利用促進計画書

(本章はすべての工事に該当する)

1 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画書を作成し、施工計画書に含め監督員に写しを提出しなければならない。

また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

2 受注者は、建設発生土の搬出先について、事前に当該工事の搬出先が盛土規制法など各種法令の許可状況等を満たしているか確認し、その結果を再生資源利用促進計画の添付資料(確認結果の現場掲示例※技術管理課ホームページ参照)として、工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

3 受注者は、建設発生土の搬出先に受領書(※技術管理課ホームページ参照)の交付を求め、その写しを5年間保存し、受領書の写しを完成図書に添付しなければならない。搬出先が県土木部の有償民間受入地の場合、受領書は「公共工事建設発生土の民間受入に関する試行要領」第9条の規定によるものとする。(※試行要領は技術管理課ホームページ参照)

4 受注者は、土壌汚染対策法の手続き状況を確認し、確認結果(確認結果の現場掲示例※技術管理課ホームページ参照)を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

□第34章 国土強靱化事業の取組に関する広報

本工事は国土強靱化事業の関連工事であるため、工事名標示板に「国土強靱化対策工事」の記載を行うこと。

記載方法については、下記を参照し監督員と協議すること。

工事名標示板のイメージ（例）

ご協力をお願いします
洪水被害を防ぐため、 土砂を撤去しています
いのちとくらしをまもる防災減災 国土強靱化対策工事
令和〇年〇月〇日まで 時間帯〇:〇〇~〇:〇〇
河川(交付)工事(開削)
発注者 福島県〇〇建設事務所 〇〇課 施工者 〇〇〇〇建設株式会社 電話 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

※主な工種等の記載に加え、枠内の記載を行う。

□第35章 その他

・受注者は、社員及び下請社員全員へ「会津若松建設事務所公共工事安全推進計画」を周知し、工事中の労働死傷災害の減少及び撲滅に向けて最大限の努力を傾注すること。
「会津若松建設事務所公共工事安全推進計画」は、当事務所のホームページに掲載している確認すること。

特記仕様書（休日道路パトロール）

（目的）

県が通常の体制で道路パトロールを実施できない長期連続休日時において、地域住民や観光客等が管内道路を通行する際の安全安心を確保する目的で、外部に委託することにより管内主要幹線道路の休日道路パトロールを実施する。（以下「パトロール」という。）

（実施区間）

休日パトロールを実施する区間は次の4区間とする。

- （1）国道252号（只見町・金山町との境～国道49号坂本交差点まで）
- （2）国道400号（舟鼻トンネル～国道252号川口交差点まで）
- （3）国道401号（柳津昭和線昭和村小野川交差点～国道400号喰丸交差点まで）
- （4）柳津昭和線（全線）

（実施日等）

上記実施区間について、3連休以上の連続する休日中に実施するものとし、各年度における具体的な実施日及びパトロール区間は別に通知するものとする。

（実施時間）

パトロールは、原則午前中に実施する。

（実施内容）

パトロールは車輛により実施区間をパトロールする。また、その際発見した軽易な路面の穴埋めや支障枝の伐採等は当該業務により実施するものとし、通常のパトロール体制で対応不可能な事案については、別途宮下土木事務所長の指示に従うものとする。

（報告）

パトロールの結果は、翌週の火曜日までに休日道路パトロール業務実施報告書により宮下土木事務所長に報告するものとする。

また、パトロール終了時には、その結果を当日速やかに宮下土木事務所長（業務課長公用携帯）に電話報告するものとする。

特記仕様書（簡易構造物等点検）

（目 的）

舗装並びに橋梁及びシェッド等の道路構造物（以下、構造物等）における軽微な損傷の早期発見と、本格的な損傷に至る前の予防的修繕を実施するための基礎資料作成を目的として、巡視点検業務並びに報告書作成業務を実施する。

（実施区間）

巡視点検を行う区間は宮下土木事務所管理道路の全区間とする。

（実施日等）

上記実施区間について、2ヶ月に1回の頻度で本業務を実施する。各年度における具体的な実施日は別に通知するものとする。

（実施時間）

巡視点検は業務1回当たり2日間で実施区間の全てを巡視するものとし、報告書作成は業務1回当たり1.5日間を要するものと想定する。

（実施内容）

巡視点検業務は車両により実施区間を巡視し、発見した構造物等の軽微な損傷について記録を行う。

報告書作成業務は巡視点検業務において発見した損傷について、別に定める様式により損傷度合い、想定される対策、概算費用等について整理を行う。

（報告書の提出）

作成した報告書は巡視点検を行った月の末日までに宮下土木事務所長へ提出するものとする。

なお、巡視中に発見した構造物等の損傷による一般交通への影響が著しく、対応に急を要すると判断される場合は、報告書の作成を待たずして宮下土木事務所長（業務課長公用携帯）へ電話報告を行うものとする。

宮下土木事務所 除草業務委託

(性能規定)

特記仕様書

福 島 県

1. 総則

1-1 特記仕様書の位置付け

この特記仕様書は、「宮下土木事務所 除草業務委託（性能規定）（以下、「本業務」という。）」に関する業務について、宮下土木事務所（以下、「発注者」）が本業務を受託する民間事業者（以下、「受注者」という。）に要求する業務の水準及び特記事項を示すものである。

本業務においては、受注者の持つ創意工夫及びノウハウの活用を期待し、性能発注の考え方を導入している。受注者は、委託対象区域で実施する業務が特記仕様書に定められた所要の水準を維持し、利用者が安全に道路を利用できるように、適切な維持管理を行わなければならない。

なお、本特記仕様書は、現時点において発注者が考えている基本的な水準を示すものであり、受注者が創意工夫によって要求水準を上回る提案を妨げるものではない。

1-2 性能規定型発注

性能規定発注とは、発注者が要求する施設の性能を受注者に提示して発注する方法である。

従来の公共事業においては、発注者は、施設の構造、資材、施工方法等について詳細な仕様を定めて発注（仕様規定型発注）してきた。一方、性能規定型発注は、発注者が要求するサービス水準（性能）を達成していれば、水準を達成する方法は受注者が選択できるという発注方法である。

1-3 業務概要

1-3-1 契約期間

令和7年4月1日から令和9年3月31日まで（2年間）

うち、除草業務の実施期間 各年の4月～10月まで（繁茂期）

1-3-2 対象施設

対象施設は、宮下土木事務所が管理する道路（18路線、243.1km）のうち、国道252号（53.2km）を除く189.9km。

1-3-3 業務範囲

本業務により受注者が実施する業務範囲は、対象施設における次の業務とする。

（1）計画準備業務

計画準備業務は、本業務を実施するに当たり必要な準備を行うもので、令和4年度まで発注者が直接実施していた業務を引き継ぐための準備を含む。

(2) 統括マネジメント業務

① 統括マネジメント業務は、除草業務（性能規定）全体のマネジメント、業務受注者による提出書類作成等から構成される。業務を実施するため、作業員への業務割り当てを含めた体制の構築、各工種への適切な人員配置、業務実施のスケジュール管理、発注者との協議・調整、各種計画書や実施報告書の提出を行う。

② 総括業務責任者（MMR※メンテナンスマネージャー）及び除草業務実施責任者（主任技術者）を配置し、対応業務の内訳は表1のとおりとする。また、業務に応じて適切な人数の作業員を配置すること。なお、総括業務責任者（MMR※メンテナンスマネージャー）と除草業務実施責任者（主任技術者）は、兼務可とする。

※なお、複数の業務を性能規定を行う場合は、この限りではない。

表1 総括業務責任者及び業務実施責任者の配置

総括業務責任者 及び 業務実施責任者	業務名	要求水準 該当項目	業務内訳
総括業務責任者 ※MMR (1名)	計画準備		業務計画書の作成 セルフモニタリング実施計画書の作成
	総括マネジメント		業務報告（月報、セルフモニタリング実施結果報告書）、月例会議等の開催等
	引継業務		引継ぎ作業
除草業務実施責任者 ※主任技術者 (1名)	除草業務	P11 2-3-2	

③ 提出書類の作成、提出

受注者が発注者へ提出する書類、時期については下記の通りとする。

表2 提出書類一覧

提出書類	提出時期
業務計画書（除草業務） ※技術提案の内容を反映し、作業方針、工程表、実施体制等を記載	毎年度の各業務開始日前まで。 変更時は、変更業務計画書を提出する。
セルフモニタリング実施計画書	毎年度の各業務開始日前まで
月報	毎月月例会議まで
セルフモニタリング実施結果報告書	業務の実施状況については、セルフモニタリング実施結果書に記載し、月末までに監督員に提出する。
協議記録簿	協議後速やかに
会議記録	会議後速やかに
委託業務完了報告書	業務終了時
引継ぎ資料	業務終了時 (4) 引継ぎ業務
その他	発注者が指示する事項

④ 会議の設置・運営

業務を円滑に進めるため、また、円滑な情報共有や業務改善を進めるため下表に示す会議を開催する。

表3 会議一覧

名称	具体的な内容	実施時期	受注者側の出席者
事前会議	当該年度の除草業務の実施に向けて、実施方針等の確認及び情報共有	各年度の除草業務着手前	<ul style="list-style-type: none"> ・総括業務責任者 ・除草業務実施責任者 ・各企業
月例会議	月報をもとに業務実施状況の確認、業務の情報共有	実施期間中 (6～9月末)は毎月	<ul style="list-style-type: none"> ・総括業務責任者 ・除草業務実施責任者
引継会議	業務受注者が変更となった場合に行う	業務終了時	

(3) 除草業務

年間を通じて、2-3-1 現行管理業務の管理水準と同等以上の基準を保つために計画的に除草業務を実施するとともに、巡回時や住民からの通報を受け、維持管理基準を超過するような異常を確認した場合に実施する。

(4) 引継業務

引継業務とは、業務受注者の業務の終了にあたり、次期業務実施者との引継を行うことであり、業務受注者と次期業務の実施者が異なる場合に実施するものである。

受注者は、引継のために必要な資料を作成し、発注者の確認を得て、引継会議に出席し、必要な事項について、次期の業務実施者に引き継ぐものとする。

1-4 適用法令など

受注者は、本業務の実施に当たり、契約書により義務づけられた労働関係法令を遵守しなければならない。また、本業務の履行に必要な道路法を始めとした、次の関係法令を遵守しなければならない。なお、法令の改正等についても十分に確認を行い、最新の法令を遵守するものとする。

1-4-1 関係法令

本事業実施に関わる主な関係法令は、次のとおりである。

- ・ 道路法（昭和27年法律第180号）
- ・ 道路運送法（昭和26年法律第183号）
- ・ 道路交通法（昭和35年法律105号）
- ・ 消防法（昭和23年法律第186号）
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- ・ 環境基本法（平成5年法律第91号）
- ・ 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）
- ・ 騒音規制法（昭和43年法律第98号）
- ・ 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- ・ 建設事業に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）（平成12年法律第104号）
- ・ 資源の有効な利用の促進に関する法律（リサイクル法）（平成3年法律第48号）
- ・ その他関連法令・施行規則等

1-5 要求水準の達成

受注者は、本特記仕様書に定める要求水準を達成するよう、業務を実施しなければ

ならない。その上で、受注者は、従来発注者が実施していた管理水準と同等以上の状態を保つように努めなければならない。

1-6 要求水準を満足しない場合の措置

発注者は、受注者の実施する維持管理業務の水準が、要求水準書に定める水準を満たすことができないと判断した場合は、業務内容の速やかな改善を指示する。その場合、受注者は自らの費用負担により、改善措置を講ずるものとする。

1-7 その他

本特記仕様書に定めのない事業、又は、本特記仕様書の内容に疑義を生じた事項については、必要に応じて発注者と受注者が協議して定めるものとする。

2. 業務の実施

2-1 管理水準及び体制等

2-1-1 実施体制

(1) 配置予定技術者

受注者は、本事業を実施するにあたり、「総括業務責任者」を配置しなければならない。「総括業務責任者」は、員数は1名とする。「総括業務責任者」は、次のいずれかに該当する資格業務経験を有しなければならない。

- ・技術士（総合技術監理部門 建設－「道路」または建設部門「道路」）
RCCM（道路）
- ・1級又は2級土木施工管理技士
- ・道路維持管理業務に関する実務経験を10年以上有するもの

(2) 個別業務に求める体制等

本事業にて実施する除草業務においては、各業務の実施責任者を現場に配置しなければならない。なお、発注者の承諾があった場合においては、各業務の実施責任者と同等の資格及び実務経験を有する者を代理者として、これに代えることができる。

除草業務実施責任者は、次の資格要件もしくは業務経験のいずれかを有しなければならない。

- ・技術士（総合技術監理部門 建設－「道路」または建設部門「道路」）
RCCM（道路）
- ・1級又は2級土木施工管理技士
- ・1級又は2級造園施工管理技士
- ・道路維持・補修工事、又は舗装工事に関する10年以上の実務経験を有する者

(3) 対応可能時間等

受注者は原則8：30から17：15において対応することが可能な体制を整えなければならない。

2-1-2 服装等

受注者の従業員は、清潔で安全な服装を着用し、道路維持管理作業者であることを明示する腕章やベスト等を着用する。

2-1-3 保険加入

受注者は、契約締結後速やかに「労災保険加入確認書」を福島労働局又は所轄労働基準監督署へ提出し、確認を受けた後発注者へ提出しなければならない。受注者は、業務実施中に第三者に損害を及ぼした場合に生じる法律上の賠償責任を負担することにより被る損害を補償するために保険に加入しなければならない。また、その他、業

務を行うための適切な保険に加入しなければならない。

2-1-4 事故等の報告及び対応

作業中は、事故やトラブル等に対して十分注意し、作業を行わなければならない。
事故やトラブルが生じた場合は、速やかに監督員に連絡するとともに適正な処置・対応を実施しなければならない。

2-1-5 地域住民及び周辺環境への配慮

- (1) 地域住民及び周辺環境への配慮 受注者は、本事業の実施にあたり、景観に配慮し、周辺環境との調和を図るとともに、地域住民の生活環境への配慮に努めなければならない。
- (2) 使用する車両・建設機械への配慮
低騒音、低振動、排気ガス対策型機械の使用 作業に使用する車両・建設機械は低騒音、低振動、排気ガス対策型機械としなければならない。

2-2 統括マネジメント業務

(1) 業務内容及び範囲

①業務計画書の作成

受注者は、業務要求水準に基づき、除草業務の業務計画書を作成すること。業務計画書には、巡回や除草業務の計画や緊急時の対応等、業務実施に必要な事項を含める。

②セルフモニタリング実施計画書の作成

受注者は、業務要求水準に基づき、除草業務の受注者によるモニタリング実施計画を作成すること。受注者によるモニタリング実施計画には、除草業務が要求水準を満足するよう適正に履行されていることの確認に必要な事項を含める。

③業務報告

受注者は、次の業務報告を行う。

I) 定期報告

II) 委託業務完了報告書

④各種会議の開催

受注者は、発注者と月例会議（毎月）等を開催する。各種会議の開催にあたり、受注者は、発注者と日程及び開催場所を調整する。

⑤モニタリングの実施と報告

受注者は、自ら受注者によるモニタリングを実施する。また、実施結果については、セルフモニタリング実施結果報告書を発注者へ報告する。

⑥引継ぎ

受注者は、次期の包括管理事業の受注者への業務引継ぎのため、必要な資料の作成及び引継ぎ作業を行う。

(2) 業務計画書の作成

- I) 業務計画書は、作業計画（作業内容及び予算計画を含む）及び実施体制、連絡体制等で構成すること。
- II) 委託契約締結後速やかに業務計画書を作成し、事業開始前までに発注者と協議の上で承認を受けること。
- III) 作業計画には、次の内容を含めることとする。
 - ・本要求水準書を基に、年間の除草計画を記述すること。
 - ・フォローアップ体制等

(3) セルフモニタリング実施計画書の作成

受注者は、除草業務が要求水準を満足するよう適正に履行されているかを確認するため、「受注者によるセルフモニタリング実施計画」を作成すること。「受注者によるセルフモニタリング実施計画」の作成には、発注者が要求水準の達成可否を判断するために必要な事項を報告するための「要求水準確認表」を含めるものとする。受注者によるセルフモニタリング実施計画書は、受注者選定後、速やかに作成するものとし、本事業着手前までに発注者と協議の上で承認を受けること。

(4) 業務報告

I) 定期報告

受注者は、毎月セルフモニタリング実施結果報告書を作成し、監督員へ提出しなければならない。報告書の電子データは、毎月月例会議までに提出しなければならない。また、報告書を紙に出力したものについて、事前に監督員が指定する部数を定例会議当日に提出するものとする。

報告書は、次の内容を含むものとする。

- ・要求水準に基づく、受注者による結果報告書（別紙「セルフモニタリング結果報告書」に基づくもの）
- ・その他発注者が指示する事項

II) 委託業務完了報告書

受注者は、業務の状況をまとめた委託業務完了報告書を、年度末に発注者に提出の上内容の確認を受けるものとする。提出日や体裁等については、発注者が別途、指示する。

(5) 各種会議の開催

① 事前会議

受注者は、当該年度の除草業務の実施に向けて、実施方針等の確認及び情報共有を図るための会議を開催する。具体的には、要求水準及びセルフモニタリングに適合した実施方法及び実施課題、新技術の活用等について確認する。

② 月例会議

受注者は、月報をもとに業務実施状況の確認、業務の情報共有を図るための会議を開催する。具体的には、実施状況及び改善が必要な事項や課題事項等について報告し、改善方法を協議する。

なお、年度最終月は実施結果の効果測定も行うこと。

(6) モニタリングの実施と報告

受注者は、「受注者によるセルフモニタリング実施計画書」に基づき、「要求水準確認表」を用いて受注者によるモニタリングを実施する。実施結果については、報告書に記載の上で報告を行う。なお、発注者が「要求水準を達成しない恐れがある」または「達成しない」と判断した場合は、受注者に対する改善要求措置の報告、契約解除を行う。

(7) 引継ぎ

受注者は、次期の包括管理事業の実施に向けて、対象施設の管理に支障の出ないよう引継ぎを行う。具体的には、引続き対応が必要な事項や課題事項等について対象施設毎に整理し、引継ぎのための資料を作成する。また、次期の包括管理事業の受注候補者に対し、発注者の同席のもとで引継ぎを行うものとする。引継ぎの時期は、発注者が指示するものとする。

2-3 維持管理業務の要求水準

2-3-1 現行管理業務の管理基準

受注者は基本方針に則り、現行と同等以上の安全性を得られるよう管理を行わなければならない。なお、現行と同等以上の安全性とは、次の表の基準に基づき適切な管理状態が保たれているかを基に判断を行うこととする。

表4 現行管理業務の管理基準

業務	現行管理業務の管理基準
除草業務	雑草の繁茂により建築限界内の通行の安全確保ができない場合、又は、運転手から歩行者や交通安全施設等の視認性が確保できない場合実施するものとする。

2-3-2 除草業務の要求水準

(1) 業務内容及び範囲

対象路線の除草作業等（草刈り、集積、運搬処理など）を行う。

(2) 要求水準

- ①交通安全上、支障を来さない状態を保持する。
- ②視認性を阻害しない状態を保持する。
- ③視線誘導標、標識、信号機等が目視確認できる状態を保持する。

道路パトロール等業務委託 共通仕様書

第1章 総 則

(適用範囲)

第1条 本共通仕様書は、福島県が委託する道路パトロール等業務（以下「業務」という。）に適用するものとし、受託者（以下「乙」という。）は、関係法令、契約書、共通仕様書、特記仕様書に基づいて適正にパトロールを実施しなければならない。

2 共通仕様書及び特記仕様書は相互に補完しあうものとし、そのいずれかによって定められている事項は契約の履行を拘束する。

(業務の目的)

第2条 道路パトロール（以下「パトロール」という。）は、道路が常時良好な状態に保たれるよう、道路及び道路の利用状況を把握し、道路の異常及び不法占用物等に対して、適切かつ迅速な措置を講ずるとともに、道路を管理する上で必要な情報及び資料を収集することを目的とする。

(用語の定義)

第3条 この仕様書において、「監督員」「業務管理責任者」「パトロール要員」「運転手」の定義は次の各号に定めるところによる。

- (1)「監督員」とは、委託者（以下、「甲」という。）の命を受けて委託業務を監督する者で、道路監理員（道路法（昭和27年法律第180）第71条第4項の規定に基づき道路管理者が任命した者）の中から甲が任命し、当該委託の担当職員として乙に通知した者をいう。
- (2)「業務管理責任者」とは、業務契約の履行に関し、業務の掌握及び巡回員の指揮監督等を行う実施責任者で、乙が定め、甲に通知した者をいう。
- (3)「パトロール要員」とは、契約書及び本仕様書の定めるところにより、パトロール、その他道路異常箇所の応急処置業務等を行う乙の職員をいう。
- (4)「運転手」とは、契約書及び本仕様書の定めるところにより、パトロール車の運転、その他の関係業務を行う乙の職員をいう。

2 この仕様書において、以下の言葉の定義は次の各号の定めるところによる。

- (1)「指示」とは、監督員が業務管理責任者に対し、業務の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。緊急の場合は電話等の口頭によるものとし、後日、書面により提出できるものとする。
- (2)「助言」とは、道路異常等に際し、道路パトロール車に同乗している宮下土木事務所職員から対応方針を示すことをいう。
- (3)「承諾」とは、乙が甲に対し、書面で申し出た業務の遂行上必要な事項について、甲が書面により業務上の行為に同意することをいう。
- (4)「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について甲と乙が対等の立場で合議することをいう。
- (5)「打合せ」とは、業務を適正かつ円滑に実施するために業務管理責任者と監督員が面談により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。

(6)「報告」とは、乙が甲に対し、業務の遂行に係わる事項について、書面をもって知らせることをいう。

(7)「提出」とは、乙が甲に対し、業務に係わる事項について書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。

(8)「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は捺印したものを有効とする。緊急を要する場合は、FAXまたはメールにより伝達できるものとするが、後日、有効な書面と差し替えるものとする。

甲がその権限を行使するときは、原則として書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合に口頭による指示等を行った場合には、それに従うものとする。

(疑義)

第4条 本仕様書に定めなき事項や業務の実施にあたり疑義を生じた場合は、甲と乙が協議して合意のもと対応について決定するものとする。

第2章 パトロール

(パトロールの区分及び定義)

第5条 パトロールの区分は、通常パトロール及び夜間パトロールとし、その定義は次のとおりとする。

2 通常パトロールとは、平日昼間における道路及び道路の利用状況を把握するためのパトロールをいう。

3 夜間パトロールとは、日没後の道路及び道路の利用状況を把握するためのパトロールをいう。

(パトロールの内容)

第6条 通常パトロールは、次の各号に掲げる点検項目について、車両からの目視により行うものとし、必要がある場合は下車して徒歩により行うものとする。

(1) 路面の状況

(2) 路肩、路側の状況

(3) 歩道の状況

(4) のり面の状況

(5) 排水施設の状況

(6) 橋りょうの状況

(7) トンネルの状況

(8) 擁壁の状況

(9) 交通安全施設等の状況

(10) 街路樹及び植樹帯、支障木等の状況

(11) 道路工事、占用工事等の保安施設・交通処理状況

(12) 道路隣接地における工事の状況

(13) 道路の不法占用の状況

(14) 除雪、雪庇、氷柱、雪崩危険箇所の状況

(15) その他

2 夜間パトロールは、次の各号に掲げる事項について、車両からの目視により行うものとし、必要がある場合は下車して徒歩により行うものとする。

(1) 道路照明施設及び自発光表示板の点灯状況

(2) 交通安全施設（道路標識、視線誘導標、区画線等の視認性）の状況

(3) 道路工事等の施工箇所における保安灯等施設の設置状況・交通処理状況

（業務計画書）

第7条 乙は契約後すみやかに業務実施計画書を作成し、甲に提出し承諾を受けなければならない。

2 業務計画書には契約図書等に基づき下記事項等を記入する。

(1) 業務の目的、概要

(2) 同乗する宮下土木事務所職員を含めた組織体系図・役割分担

(3) 監督員を含めた組織内の連絡系統図

(4) 巡回路線

(5) 実施内容（道路パトロールの方法、各応急処置作業の方法）

(6) 緊急時の連絡体制

(7) 巡回結果の報告要領

(8) 業務管理責任者、パトロール要員及び運転手の氏名・所持資格等

(9) パトロール要員及び運転手の安全管理、交通管理、第三者への配慮

(10) その他業務上の必要となる事項

3 業務実施計画書の内容に変更が生じた場合には、その都度、変更業務計画書を作成し、甲に提出し承諾を受けなければならない。

（パトロールのコース及び実施日）

第8条 パトロールを実施する路線及びパトロールを実施する日は、あらかじめ甲が作成するパトロール実施予定表（以下、「予定表」という。）によるものとする。

（業務管理責任者）

第9条 業務管理責任者はパトロールの適切な履行を確保するため、パトロール要員、運転手を指導、監督しなければならない。

2 業務管理責任者は、毎月1回監督員に業務全般に関して履行状況の報告を行うとともに、業務の実施計画（月間業務計画、翌月のパトロール要員及び運転手の人員配置案等）を提出し監督員の承諾を受けること。その他業務を実施するうえで必要となる事項がある場合は併せて協議すること。

3 業務管理責任者は、パトロール要員及び運転手がパトロールを実施している間は、監督員と連絡がとれるようにしておかななければならない。

（パトロール要員及び運転手）

第10条 乙は、パトロール要員及び運転手を定め、その氏名その他必要な事項を監督員に通知しなけ

ればならない。パトロール要員及び運転手を変更したときも、同様とする。

- 2 パトロール要員及び運転手は、それぞれを兼ねることができる。ただし、前条に規定する業務管理責任者を兼ねることができない。
- 3 急病等に対応するため、パトロール要員、運転手とも複数名対応できる状態にあること。
- 4 1回のパトロールにて乗車するパトロール要員及び運転手は各1名とする。

(履行する際の留意事項)

第11条 業務管理責任者は、本仕様書及び特記仕様書で示された義務の適正な履行の確保に努めなければならない。

- 2 パトロール要員は、業務計画書に基づきパトロールを行い、その任務の履行に努めるものとする。
- 3 運転手は、常に安全運転に努めなければならないものとする。
- 4 業務の履行にあたっては、常に県民から注目されていることを自覚し、誤解を招く行動をとらないこと。
- 5 パトロール要員及び運転手は、道路パトロール車の旋回や休憩時等に立ち入る場所を、監督員とあらかじめ確認するものとし、道路維持作業を実施する等の理由により私有地の近傍で停車及び作業をする必要がある場合は、同乗の宮下土木事務所職員助言により、行うものとする。
- 6 パトロール要員及び運転手は、甲が発行する身分証明書を携行し、関係人から請求があったときはこれを提示するものとする。
- 7 パトロール要員は緊急連絡に対応するため、2以上の電話回線（携帯電話等）を確保しておくものとする。
- 8 業務管理責任者とパトロール要員における連絡はパトロール要員の携帯電話で行うことを基本とするが、携帯電話不通区間等のやむを得ない場合は、パトロール要員及び運転手も道路パトロール車の衛星携帯電話を使用することができる。

(業務の履行)

第12条 乙は、業務計画書に基づき委託業務を履行するものとする。

- 2 甲は業務の都合により必要があると認めたときは、第1項に定める業務のほか、第2条に示す目的を達成するために必要な業務を履行させることができるものとする。

(道路異常時の対応)

第13条 巡回にあたり、次のような事象を発見した場合は下車して状況を確認し、必要がある場合は同乗の宮下土木事務所職員からの助言により、応急処置業務を行うものとする。

- (1) 道路及び道路付属物の損傷並びに路上障害物、又は異常を発見した場合
 - (2) 道路工事等の原因により交通及び沿道環境に支障となっている場合、又はその恐れがある場合
 - (3) 道路の不法占用等、その他道路の管理上支障となる行為を発見した場合
- 2 落石、積載物の落下等により交通に支障を及ぼしている場合
 - 3 その他、交通支障となる事象が発生又は発生するおそれがある場合

(緊急時の対応)

第14条 巡回にあたり、今にも交通事故を誘発するような緊急を要する事象を発見した場合は、応急処置を講ずるとともに、必要がある場合は同乗の宮下土木事務所職員からの助言により、交通誘導等の二次災害防止の処置に当たるものとする。

第3章 運 転 業 務

(パトロールに使用する車両)

第15条 パトロールに使用する車両は、甲が貸与する道路パトロール車を使用する。

(業務内容)

第16条 運転手は、原則として業務計画書に基づく車両運行を行うものとする。

2 運転手は、車両の運転の他、次の業務を行うものとする。

(1) 燃料の補給

(2) 車両の保守点検整備（始業前点検、洗車・車内清掃、給油脂）

なお、車両に異常が確認された場合は、甲と協議し、安全に運行できる体制を取ること。

(3) 自動車使用簿の記録

(4) 応急処置業務を行うパトロール要員の補助

(5) 応急処置業務を行うパトロール要員の安全確保のための交通誘導

(6) 調査等を行う宮下土木事務所職員の安全確保のための交通誘導

第4章 そ の 他

(職員の同乗)

第17条 パトロール業務は、原則として甲により指名された道路監理員（宮下土木事務所職員）を同乗させて実施すること。

2 パトロール要員及び運転手は、同乗した甲の職員にパトロールに関して助言を求めることができる。

(守秘義務)

第18条 乙は業務の過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

道路パトロール等業務委託特記仕様書

第1章 総 則

(適用範囲)

第1条 本特記仕様書は、福島県宮下土木事務所が委託する道路パトロール等業務（以下「業務」という。）に適用する。

2 特記仕様書及び共通仕様書は相互に補完しあうものとし、そのいずれかによって定められている事項は契約の履行を拘束する。

(委託区間)

第2条 福島県宮下土木事務所管内の別表に示す区間を委託区間とする。

第2章 業務内容等

(パトロールの詳細)

第3条 道路パトロール等業務委託共通仕様書（以下、「共通仕様書」という。）第6条に掲げる点検項目の詳細は以下のとおりとする。

番号	項目	詳細
1	路面の状況	路面の汚れ、損傷、表面水、落下物、崩土等
2	路肩、路側の状況	路肩の欠損、舗装面との段差等
3	歩道の状況	損傷、障害物の有無、側溝の開口部等
4	のり面の状況	のり面の崩壊、浮石・落石、倒木等の有無等
5	排水施設の状況	排水施設の破損、通水状況、側溝蓋の破損等
6	橋りょうの状況	橋面舗装の状況、高欄の破損、伸縮装置の異常等
7	トンネルの状況	覆工の側壁部の汚れ、ひび割れ、漏水、照明施設の状況、坑門及び坑門付近の斜面状況等
8	擁壁の状況	擁壁・積ブロック等の破損、滑動、はらみだし等
9	交通安全施設等の状況	防護柵、道路標識、道路情報板、視線誘導標、区画線に関する破損、表示異常、経年劣化、摩耗等
10	街路樹、植樹帯、支障木等の状況	建築限界への抵触、信号機・標識等の視認障害、カーブ・丁字路における見通しの確保等
11	道路工事、占用工事等の保安施設及び交通処理状況	工事看板や標識、防護柵等の安全施設の設置状況 工事区間の路面状況及び交通規制状況や誘導員配置状況等
12	道路隣接地における工事の状況	看板や標識、防護柵等の設置状況、切土・盛土の状況 工事区間の路面状況及び交通規制の方法や誘導員の配置等
13	道路の不法占用の状況	不法占用物の有無、道路敷地内における不正使用の有無等
14	除雪、雪庇、氷柱、雪崩危険箇所の状況	路面の積雪、凍結状況、除雪作業の必要性 雪庇、氷柱の発生状況、雪崩危険箇所の状況等
15	その他	道路交通に支障となる事象の発見

(道路異常等に対する措置)

第4条 共通仕様書第2条に示す「道路の異常及び不法占用物等に対して、適切かつ迅速な措置」とは、次の各号のとおりとする。

- (1) 舗装路面にできたポットホール等の常温合材による小規模修繕作業
- (2) 簡易な路面清掃、路面表面水の除去
- (3) 路肩欠損箇所への路肩杭設置
- (4) 落石、倒木、小動物死骸等の道路落下物等通行障害物の撤去
(処分方法等については、発注者と当初打合せ時に協議する)
- (5) 排水施設の土砂撤去、落葉撤去、側溝蓋の清掃、交換又は立入防止措置
- (6) 橋梁の高欄等異常時の立入防止又は転落防止の措置(簡易的なものに限る)
- (7) 視界を妨げる植樹、雑草の除草、及び建築限界を侵す樹木の伐木、枝払い(簡易的なものに限る)
- (8) 歩車道境界ブロックの再設置
- (9) 車両用防護柵破損箇所への視線誘導等措置
- (10) 転落防護柵破損箇所への転落防止等措置(簡易的なものに限る)
- (11) 不法占用物の除去又は注意表示の設置
- (12) 雪庇、氷柱の除去(簡易的なものに限る)
- (13) 危険事象に対する回避措置や進入防止措置
- (14) その他、道路交通に支障となる事象又はなり得る事象に対する措置

(従事者の資格)

第5条 パトロール要員及び運転手の資格等要件は、次のとおりとする。

- (1) パトロール要員及び運転手は、前条に示す道路上での作業ができること。かつ、自動車の運転について以下の要件を満足する者であること。
 - ア 第一種普通自動車免許以上を有し、かつ、普通自動車以上の運転経験が5年以上であること。
 - イ 過去5年以内に重大な交通事故を起こしていないこと。
 - ウ 過去5年以内に重大な交通違反(行政処分を伴うもの)をしていないこと。
- (2) 甲は、道路パトロール要員、運転手の能力及び適性が不相当と認めた場合は、乙と協議して変更を求めることができるものとする。

(パトロール車両)

第6条 業務に当たっては、甲の道路パトロール車を使用する。

- 2 受注者は、本仕様書で規定する道路パトロール車を「道路パトロール等業務に伴う自動車の使用要領」及び「車両管理に関する留意事項」に基づき使用・管理するものとする。
- 3 貸与する道路パトロール車は、甲が自動車賠償損害保険(自賠責保険)に加入する。
- 4 任意保険については県で加入しているが、パトロール要員及び運転手が運転時の交通事故には適用しない。
よって、乙が別途、任意保険に加入するものとし、保険金額は対人賠償、対物賠償共に無制限、人身傷害は5000万円以上とすること。

5 乙は、前項により業務を始める日までに保険契約を締結し、その証書等の写しを監督員に提出すること。

6 乙の責に帰すべき理由により自動車を亡失又はき損したときは、補填・修理し、又はその損害額を弁償しなければならない(道路パトロール等業務に伴う自動車の使用要領 第5条第2項)。

そのための保険(車両保険)の加入及び加入額については、乙の任意とする。

7 甲の責に帰すべき事由により自動車を亡失又はき損したときは、甲が負担する(車両管理に関する留意事項 第4条)。

(事故報告)

第7条 業務履行中に交通事故又は作業における事故等が発生したときは、乙は直ちに監督員に通報するとともに、監督員が指定する期日までに、甲が指定する様式により「事故報告書」を提出しなければならない。

(パトロール時の遵守事項)

第8条 パトロール要員及び運転手がパトロールにあたって遵守すべき事項は次のとおりとする。

- (1) 出発前に当日のパトロールコースなどを確認し、前回実施したパトロール結果等必要な情報を確認すること。
- (2) パトロールに必要な資材を道路パトロール車に積込み、補修用器材や衛星電話に破損・故障がないか確認する等、十分な準備を行うこと。
- (3) 巡視路線のパトロール中は、道路パトロール車の黄色灯を点灯の上、法定速度内で走行しながら目視で行うものとし、必要に応じて徒歩により行うこと。
- (4) 服装は、道路上での作業に適する長靴・安全靴などの作業靴、作業服、手袋、反射ベスト、ヘルメット等を着用すること。
- (5) 甲が発行する身分証明書を携帯し、関係人から請求があったときはこれを提示すること。
- (6) 適宜、業務管理責任者と連絡をとり現況報告を行うこと。
- (7) パトロール中、道路等に異常を発見した場合には、交通の危険を防止するために交通誘導等の必要な措置を講じ、応急処置等を実施するものとする。なお、発見した事象がパトロール車車載の資器材で対応できない場合には、同乗の宮下土木事務所職員の助言や業務管理責任者の指示を受けて対応するものとする。
- (8) 道路工事における保安施設等の不備及び不法占用などを発見した場合には、同乗の宮下土木事務所職員の助言や業務管理責任者の指示を受けて対応するものとする。

(業務の履行)

第9条 業務については以下のとおり実施する

- (1) 道路パトロールの実施期間については、下記のとおりとする。
令和7年4月1日(火) から 令和9年3月31日(水) まで
- (2) 契約期間内に使用させる車両の不具合が発生した場合は、甲により代替車を手配する。
- (3) 天変地異等により、業務履行が不可能な事象が生じた場合は、甲乙協議してその対応について決定する。

- (4) パトロールを実施する路線は、次のコースを基本とする。
 月曜日＝Aコース、火曜日＝Bコース、水曜日＝Cコース、木曜日＝Dコース、金曜日＝Eコース
 各コースについては「コース表」参照のこと。
- (5) 実施コースを変更する場合は、監督員から業務管理責任者へ対し書面により通知する。
- (6) 業務開始時、宮下土木事務所の車両管理者（以下「車両管理者」と言う。）より道路パトロール車の鍵と「自動車使用簿」を受け取り、「自動車使用簿」に記載されている項目に沿って運行前点検を実施すること。また、運行前点検により異常が発見された場合は、業務管理責任者に報告すること。なお、業務管理責任者は安全な運行がなされるように監督員と協議しなければならない。
- (7) パトロール要員及び運転手は、本特記仕様書第11条の番号7に示す装着携帯品を身につけること。
- (8) パトロール時は黄色回転灯を点灯させ、道路の異常が確認できるよう低速で走行すること。管理路線以外を通行する際は黄色回転灯を消灯し、法定速度内で移動すること。
- (9) パトロール実施後は、宮下土木事務所に設置されている機器を用いて洗車をし、別紙に定める「自動車使用簿」と共に車両管理者に道路パトロール車を返却すること。

(通常パトロールと夜間パトロール)

第10条 パトロール区分毎の実施は次のとおりとする。

- (1) 通常パトロールは、午前8時30分から午後5時の間に実施することを原則とする。業務の遂行上、必要がある場合は時間外においても行うものとするが、午後5時までに完了できないことが明らかになった場合は、業務管理責任者にその状況を報告し、指示を受けるものとする。
 業務管理責任者は、その旨を監督員に報告して指示を受けること。
- (2) 通常パトロールは、甲により指名された道路監理員（宮下土木事務所職員）を1名同乗させて実施するため、パトロール要員1名、運転手1名と併せて3名体制とする。
 なお、宮下土木事務所職員が2名乗車する場合は、事前に協議する。
- (3) 夜間パトロールは、毎月1回実施することとし、日没からの実施とするため、業務管理責任者は開始時刻については事前に監督員と協議して決定しておくこと。
- (4) 夜間パトロールは、甲により指名された道路監理員（宮下土木事務所職員）を1名同乗させて実施するため、運転手1名と併せて2名体制とする。
 なお、宮下土木事務所職員が2名乗車する場合は、事前に協議する。

(携行資器材)

第11条 パトロールに携行する資器材は下表のとおりとし、監督員の承諾を得て甲が備えている資器材を使用することができる。

番号	名称	資器材内容
1	管内図等	管内図、路線図、
2	記録・測定器	赤色マーキングスプレー、ポール、巻尺、テストハンマー
3	保安施設	誘導棒、セフティコーン、コーンポール、トラロープ、保安灯
4	照明器具	懐中電灯

5	応急資器材	常温アスファルト合材、凍結抑制剤、油中和剤、油吸着マット 路肩注意杭、立入防止テープ、土のう袋、ゴミ袋
6	用具	ノコギリ、ナタ、カマ、バール、スコップ、フォーク、かけや、雪庇落とし
7	装着携帯品	身分証明書、〔ヘルメット、反射ベスト、作業靴、作業着、防寒着、手袋〕
8	通信機器	〔携帯電話〕
9	その他	道路維持に必要な資器材類

2 前項の資器材のうち、〔 〕内のものは、乙の負担において準備する。

また、上記以外に必要なものは甲乙協議して決定のこと。

3 資器材の取扱方法については事前に把握しておくこと。

(車両異常時の対処)

第12条 パトロールにおいて、異常があった場合には下記の手順により対処するものとする。

- (1) 異常発見時は黄色回転灯を点灯させたままハザードランプを点灯させ、周囲の交通状況に留意して、安全な場所に停車する。
- (2) 異常箇所の状況調査を同乗の宮下土木事務所職員がする場合は、安全確保のため交通誘導等を行う。
- (3) 状況に応じて応急処置等の実施
- (4) その他

イ 道路異常に関する対応記録、写真撮影は同乗の宮下土木事務所職員がおこなう。

ロ 写真撮影時は、規模や寸法等がわかるようにポール当て等の補助をおこなう。

ハ 道路付属物損傷等を確認した異常箇所については、確認済であることを表すため赤色カラープレーヤリボンテープで処置し明示する。

ニ 路上作業に際しては、宮下土木事務所職員が主として交通誘導を行い、パトロール要員は主として応急処置を、運転手はその補助作業又は交通状況により交通誘導の補助にあたるものとする。

ホ 異常が車載資器材で対応できない場合には、同乗の宮下土木事務所職員が担当課と調整を行う。その後、業務管理責任者からの指示を受けるものとする。

なお、今にも交通事故を誘発するような緊急を要する事象を発見した場合は、応急措置を講ずるとともに、必要がある場合は同乗の宮下土木事務所職員からの助言により、交通誘導等の二次災害防止の処置に当たるものとする。

(パトロール終了後の報告等)

第13条 パトロール要員及び運転手は、業務終了後すみやかに次の各号について報告等を行う。

- (1) 自動車使用簿に運行結果を記録し、車両管理者に報告すること。
- (2) 使用した資器材が不足又は損傷した場合は、監督員に報告したのち補給・交換等を行うこと。
- (3) 作業するうえで問題点等が発生した場合、パトロール要員及び運転手は業務管理責任者に報告すること。

業務管理責任者は監督員と協議し解決を図ること。

(業務打合せ)

第14条 業務管理責任者は次の各号について毎月25日に監督員と打合せを行い、その結果について打合せ記録簿に記録し、相互に確認しなければならない。

- (1) 業務の履行状況 (作業実績報告等 (様式任意))
- (2) 業務の実施計画 (翌月の人員配置案等 (様式任意))
- (3) その他、業務を実施する上で必要となる事項

(問題の発生)

第15条 業務管理責任者は作業上の問題が発生した場合、すみやかに監督員と協議し解決を図ること。

(車両に係る費用負担)

第16条 車両に係る費用負担は次のとおりとする。

- (1) 業務委託料に含まれるため乙が負担するもの
 - イ 本特記仕様書第6条第4項の任意保険料
 - ロ 業務履行上乙の責により生じた修理費等に関する一切の費用
- (2) 委託者が負担するもの
 - イ 前号に含まれない費用

別表（第2条関係）

道路パトロール等業務委託路線一覧表

種別	路線名	パトロール区間	備考
国	国道252号	国道49号交差点 ～南会津郡郡境	
国	国道400号	管内全区間	冬期通行不能区間あり
国	国道401号	管内全区間	冬期通行不能区間あり
主	(32) 柳津昭和線	全区間	
主	(53) 会津高田柳津線	管内全区間	冬期通行不能区間あり
主	(59) 会津若松三島線	管内全区間	冬期通行不能区間あり
一	(151) 山都柳津線	国道49号交差点 ～終点	
一	(153) 小林会津宮下停車場線	管内全区間	
一	(224) 会津坂本停車場線	全区間	
一	(225) 会津柳津停車場線	全区間	
一	(226) 会津郷戸停車場線	全区間	
一	(237) 小栗山宮下線	全区間	冬期通行不能区間あり
一	(342) 藤小椿線	全区間	
一	(343) 飯谷大巻線	全区間	
一	(344) 名入西方停車場線	全区間	
一	(345) 郷戸滝谷停車場線	全区間	
一	(352) 布沢横田線	管内全区間	冬期通行不能区間あり
一	(366) 滝谷桧原線	全区間	
	全 18 路線		

種別の「国」は一般国道、「主」は主要地方道、「一」は一般県道である。

()内は県道番号である。

ここでいう管内とは柳津町、三島町、金山町、昭和村をいう。

道路パトロール等業務に伴う自動車の使用要領

(適用)

第1条 道路パトロール等業務において、発注者（以下「甲」という。）が所有する自動車を受注者（以下「乙」という。）が使用するにあたっては、契約図書によるほか、この要領及び、「車両管理に関する留意事項」によるものとする。

(受領又は返納)

第2条 乙は、別紙に定める「車両管理に関する留意事項」に基づき自動車の受領又は返納をするものとする。

(注意義務)

第3条 乙は、善良な管理者の注意義務をもって自動車を使用管理するとともに、特に次の事項を守らなければならない。

- (1) 運転員は、自動車の運転・管理に精通した熟練者をあてること。
- (2) 自動車は、過重な運転を行わないよう注意すること。

(用途外使用の禁止)

第4条 乙は、次の行為をしてはならない。

- (1) 自動車を転貸し、又は担保に供すること。
- (2) 自動車を業務以外の目的に供すること。

(亡失又はき損)

第5条 乙は、自動車を亡失又はき損したときは、調査職員に対してその事実及び理由について詳細な報告書を提出し、監督員の指示に従わなければならない。

- 2 乙は、自己の責に帰すべき理由により自動車を亡失又はき損したときは、自己において補填し、修理し、又はその損害額を弁償しなければならない。

(車両維持に要する費用負担)

第6条 修理（第5条によるものを除く）及び消耗品交換等に要する費用は、甲の負担とする。

(使用実績報告)

第7条 道路パトロール終了後、乙は別に定める「自動車使用簿」を宮下土木事務所の車両管理者に提出すること。

車両管理に関する留意事項

(適用)

第1条 本「車両管理に関する留意事項」は道路パトロール等業務において、甲が乙に使用させる自動車の車両管理に係る事項を定めるものであり、「道路パトロール等業務に伴う自動車の使用要領」に関する留意事項を定めたものである。

(事故等の報告)

第2条 乙は業務を行うにつき事故等が生じた場合は、直ちに甲に報告し、事後措置について甲と協議するものとする。

(事故等の処理)

第3条 乙は業務を行うにつき生じた事故等に対する一切の処理手続きを行うものとする。

(一般的損害)

第4条 業務を行うにつき生じた損害（次条第1項、第2項に規定する損害を除く。）については、乙がその費用を負担する。ただし、その損害のうち甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

(甲及び第三者に及ぼした損害)

第5条 乙は業務の履行に伴い、甲及び第三者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、甲の職員等の人身事故については、甲と協議するものとする。

なお、その損害が甲の責任に帰すべき理由により発生したときはこの限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額のうち、甲の指示、その他甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、甲がその賠償額を負担する。ただし、乙が、甲の指示が不相当であること等甲の責に帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

3 前2項の場合、その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合については、甲乙協力してその処理解決に当たるものとする。

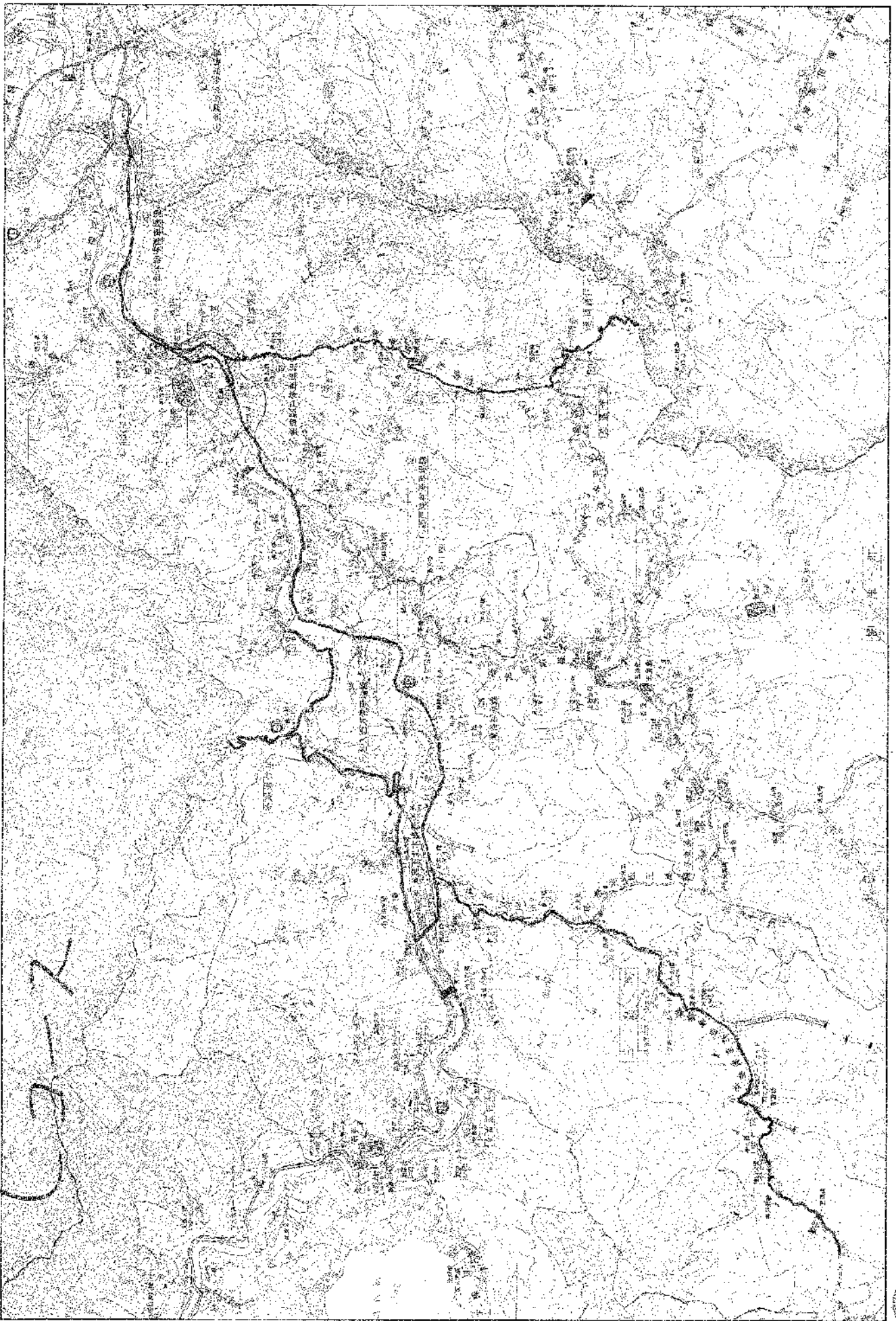
4 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知しなければならない。ただし、甲が前項の業務委託料を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は協議開始の日を定め甲に通知することができる。

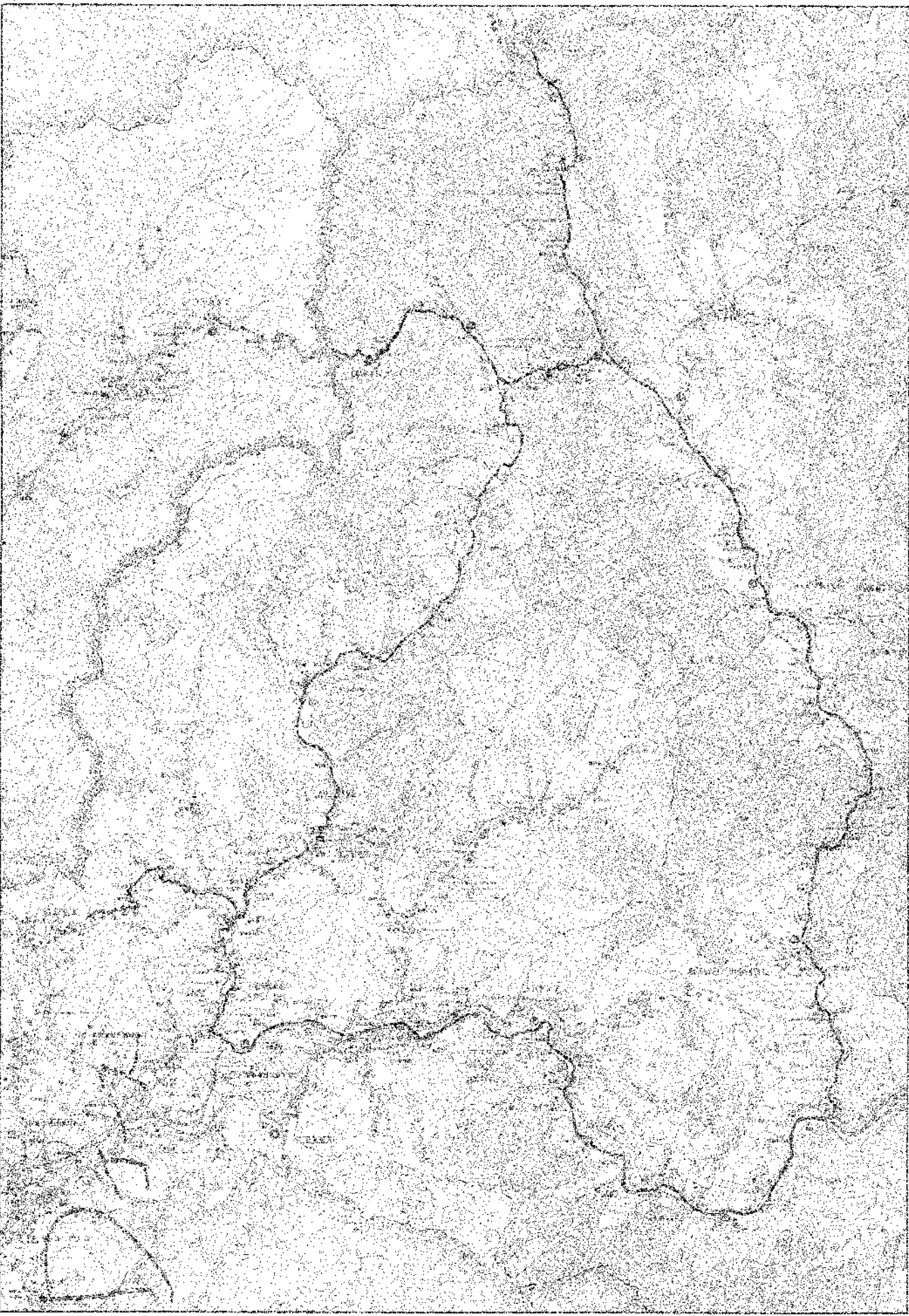
(車両の保管、引渡、返納、保管場所)

第6条 車両は宮下土木事務所に保管する。

2 甲は乙に業務を実施する日毎に、道路パトロール車を乙に引き渡すものとし、乙は業務が終了したら、速やかに甲に返納するものとする。

CA-2





福島県会津若松建設事務所管内図

1:20000

1:20000

0 0.5 1.0 1.5 2.0 2.5 3.0 3.5 4.0 4.5 5.0
1:20000

北緯 37 度 10 分 00 秒

東経 140 度 00 分 00 秒

1:20000

1:20000

